

1963年6月12日(第2回)

1. 問議並びに報告時間(午前10時17分~午後 時 分)

2. 不店招議員は次の通りである

議題	1番 天久豪太郎	2番 ヒビ・攝定亮	3番 天相久	久賀天相弘
5番 石川真六	6番 佛村泰安	7番 朝里明	8番 吉又正弘	9番 弘行
8番 石田英正	9番 安里里	10番 伊佐正	11番 佐吉弘	12番 駿行
11番 石川繁	12番 大川昇	13番 伊佐里	14番 佐吉弘	15番 駿行
14番 仲村喜永	15番 宮城盛	16番 佐武昌	17番 佐吉弘	18番 駿行
17番 伊佐貞寿	18番 中里幸助	19番 武昌	20番 古藤藏	21番 清次郎
20番 仲村盛光	22番 古藤藏	23番 清次郎		

3. 不出席議員は次の通りである

4番 安政富盛信

4. 出席議員は次の通りである。  
~~出だすといひのよ。~~

5. 欠席議員は不出席議員と同じである

6. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席したものは次の通りである

市長 仲村泰勝 動後 岸良真徳 収入役 仲村泰松  
税務課長 松川正義 財政課長 当山金喜 経済課長 沢山安一  
建設課長 島袋昌司 ふ道課長 奥田裕俊

7. 本会議の審記は次の通りである

審記長 松川正義 審記 照屋謙 佐佐正義

8. 議事日程は次の通りである

議程第1 議案第17号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議程第2 議案第18号 宜野湾市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議程第3 議案第19号 宜野湾市報酬及び費用弁償の規並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例について

議程第4 議案第20号 宜野湾市詔諭設置条例の一部を改正する条例について

1963年6月12日(第2回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時17分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	1番 天久豪太郎	2番 比嘉亮	3番 天稻久	雄康弘得行男
5番 石川真六	6番 鮎安里	7番 春安	8番 又吉佐	正正真敏行
8番 石田英正	9番 安大	10番 昇昌助	11番 伊富里	弘得行男
11番 石川繁	12番 城里	13番 盛里	14番 宮里	雄康弘得行男
14番 仲村喜永	15番 盛里	16番 武島	17番 佐貞寿	正正真敏行
17番 伊佐貞	18番 幸助	19番 清次郎	20番 仲村盛光	弘得行男
20番 仲村盛光	21番 古波藏			

3. 不応議員は次の通りである。

4番 安次富盛信

4. 出席議員は次の通りである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村春勝	助役	吳屋真徳	収入役	仲村春松
総務課長	松川正義	財政課長	当山全喜	経済課長	沢し安一
建設課長	島袋昌兼	水道課長	奥里将俊		

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川正義 書記 照屋義 伊佐正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1 議案第17号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第18号 宜野湾市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第19号 宜野湾市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第20号 宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例について

議案第5号、附表第21号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について  
議案第6号、附表第22号 宜野湾市消防条例制定について

#### 9. 会議の終末

議長～出席議員は16名であります。議会は成立致しますので只今より第2回議の会議を開きます。(午後10時5分)

議長～議案第17号宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案は質疑の段階において議院審議に付せられなつておりましたので、引続き質問を願います。

議長～1番議員の出席を求めます。

5番～市長の論旨上は最低賃金が示められておりますが、この場合自治法附則の第4条に抵触しないかどうか、説明を願います。  
最低が更に市~~支~~100ドル、町役場90ドル、役場役員80ドル以下そう云ふふうに最低がなつておりますが、若し特定の職員の給料がこの最低より上まわつた場合には、附則の第4条に照らして妥当であるか、どうか、その点を説明願います。

市長～この主義は予算の執行において、この最少の経費でもつて、この効果を得るようにと、この条例は、その額が最低と最高を兼めておかないとどちらとしても、その予算を取るにも、只処理は出来ないので、一定額を定めておいて、そしてその時代に最もとも正確である様な予算を取るために、この条例は必要とされる訳であります。別にこの条例がこの4条に対しその額で給与を受けることは、なんじやないかとこう思つてあります。

5番～最低と云ふふうに明文をもつて示めされていますからには、この最低を上まわつて出した場合には、いわゆるこれも予算の支出でありますから第4条のいわゆる必要、かつ最少の限度を越えて、これを支出してはならないと云う明文に該当するか、しないか、その辺のことば、明確に説明を願います。最低額を上まわつて給与を支給した場合、

市長～法に云う前の賃金法による所の最低よりも、この条例の最低が上まわつてある場合と云う意味でございますが、

5番～この条例が更に適用された場合には、最低と最高がいわゆる条例で明文化されます。その場合最低の最低として求められる給与額を上まわつて支給された場合に、つまり最低、最少の限度を超えてこれを支給してはならないと云う明文と照らしてどう云う関係になりますか、

日程第5，議案第21号 宜野湾市職員定額条例の一部を改正する条例について

日程第6，議案第22号 宜野湾市消防団条例設定について。

9. 会議の慣習

議長～出席議員は16名であります。議会は成立致しますので只今より第2回目の会議を開きます。(アガ10-5-7)

議長～議案第17号宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案は質疑の段階において継続審議にまがまなつてありましたので、引き続き質疑を願います。

議長～18番議員の出席を求めます。

5番～市長の給与上は最低最高が示めされておりますが、この場合自治法財政法の第4条に抵触しないかどうか、説明を願います。

最低が更に市100ドル、助役90ドル、収入役80ドル以下そう云ふうに最低がなつておりますが、若し特定の職員の給料がこの最低より上まわつた場合には、財政法の第4条に照らして妥当であるか、どうか、その点を説明願います。

市長～この4種は予算の執行において、この最少の経費でもつて、この効果を得るようにと、この条例は、その額が最低と最高を決めておかないとこちらとしても、その予算を取るにも、只処理は出来ないので、一応枠を決めておいて、そしてその時代に最も適確である様な予算を取るために、この条例は必要とされる訳であります、別にこの条例がこの4条に対してその額で給与を受けることは、なんじやないかとこう思うのであります。

5番～最低と云ふうに明文をもつて示めされていますからには、この最低を上まわつて出した場合には、いわゆるこれも予算の支出でありますから第4条のいわゆる必要、かつ最少の限度を起えて、これを支出してはならないと云う条文に該当するか、しないか、その辺のことは、明確に説明を願います。最低額を上まわつて給与を支給した場合。

市長～法に云う所の財政法による所の最低よりも、この条例の最低が上まわつてある場合と云う意味でございますが、

5番～この条例が更に追加された場合には、最低と最高がいわゆる条例で明文化されます。その場合最低の最低として決められた給与額を上まわつて支給された場合に、つまり最低、最少の限度を超えてこれを支出してはならないと云う条文と照らしてどう云う関係になりますか、

市長～質問の要点はこう受け取つて直しゆうござりますか、条例の最低とした額が法の4条の最低よりも上まわつている場合は困らんかと云うことですか、

5番～そう云う意味であります。仮にこの改正案通り、市長100ドルが最低100ドルとして、改正案通り決つた場合には、市長に対する給料の最低は100ドルと云ふように、いわゆる条例化された場合には、これが最低であります。即ち100ドルと云ふように最低が決つておるのに、仮りに120ドルと云ふように支給した場合には最低を上まわつて支給することになりますから、その場合第4条に照らしてどう云う關係になりますか、と云う質問です。

都道課長～今の補足を申し上げます。只今の御質問は附設法第5条には、予算をいわゆる市町村の経費を支出する場合には、いわゆる最低の最少の限度を超えて、これを支出して行かないと、ある特定の賞賛を支出する場合において最も最低の額と云うのが、これ以上考えられると、例えば入札工事にしても或は色々な何んにしても、最低の額があるんだが、その最低の額と云ふことを超えて、いわゆるむやみに必要、無必要な分まで支出しちゃいかないと云うのが4条の趣旨であります。この条例で最高最低の枠を定めた場合に必要的にその市長でしたら、市長の取扱の最少の経費、いわゆる最少の限度と云うのは今条例で定められた最低額を云つているんじゃないかと云ふような、前提で運用して決つた場合には条例の最低以上の額、それを支出した場合には、これは本筋に括りよくするんじやないかと云ふような御質問だと思ひます。この方はずね、じやこの各々の費目において最少の経費はいくらであるかと云ふことに本質がしほられて来ますが、その方は予算でもつて一応この例えば64年度或は65年度の特に着手については、これは工事とが、他の費目とは全然性質が變りますので、自ら本年度においては、それだけが妥当な額だと云ふふうなことが出てくる訳であります。先づ一応そういう線が出て来たのを超えて何した場合には、附設法の何に括りよくするんじやないかと思ひますが、条例で枠を定めたと云ふことは毎年毎年本年度は最低の額はいくらか最少の限度はいくらかと云ふことを条例そのもので決めると云うよりは実質の運用、いわゆる予算を審議する運用の段階でこの年度は最少の経費はいくらかと云ふふうにして、審議検討して行くほうが妥当だと、そう云ふことが又過しいんじやないかと云ふふうな意味から条例そのものにおいては、経済変動、或はそう云う相において、一応最高とどの程度までは、限度だと、この限度は最低の限度だと云ふことを意味まして、一応最少の限度は決められるんだけれども附設と云ううち付けがあります。いかに限度は最高だと決めただとしても、附設のうち付けがないと最高まで持つて行けないと云う場合もありますので、そこに審議の幅を一巡持つてみると云ふふうな意味と。それからこの条例では、市長、助役、課長の給合は、これは規定されておりますが、しかし他の職員の所においては、職員の今度は内容精緻化から、それか

市長～質問の要点はこう受け取つて宜しゆうござりますか。条例の最低とした額が法の4条の最低よりも上まわつている場合は困らんかと云うことですか。

5番～そう云う意味であります。仮にこの改正案通り、市長100ドルが最低100ドルとして、改正案通り決つた場合には、市長に対する給料の最低は100ドルと云ふうに、いわゆる条例化された場合には、これが最低であります。即ち100ドルと云ふうに最低が決つておるのに、仮りに120ドルと云ふうに支給した場合には最低を上まわつて支給することになりますから、その場合第4条に照らしてどう云う關係になりますか、と云う質問です。

総務課長～今の補足を申し上げます。只今の御質問は財政法第4条には、予算をいわゆる市町村の経費を支出する場合には、いわゆる最低の最少の限度を超えて、これを支出して行かないと、ある特定の費目を支出する場合において最も最低の額と云うのが、これ以上考えられると、例えば入札工事にしても或は色々な何んにしても、最低の額があるんだが、その最低の額と云うことを超えて、いわゆるむやみに必要、無必要な分まで支出しちゃいかないと云うのが4条の趣旨であります、この条例で最高最低の枠を定めた場合に必要的にその市長でしたら、市長の改訂の最少の経費、いわゆる最少の限度と云うのは今条例で定められた最低額を云つてはいるんじやないかと云ふうな、前提で運用して行つた場合には条例の最低以上の額、それを支出した場合には、これは4条に抵しよくするんじやないかと云ふうな御質問だと思います。この方はですね、じやこの色々の費目において最少の経費はいくらであるかと云うことには本質がしほられて来ますが、その方は予算でもつて一応この例えは64年度或は63年度の特に給与について、これは工事とか、他の費目とは全然性質が變りますので、自ら本年度においては、どれだけが妥当な線だと云ふうなことが出てくる訳であります。先づ一応そう云う線が出て来たのを超えて何した場合には、財政法の何に抵しよくするんじやないかと思いますが、条例で枠を定めたら云うことは毎年毎年本年度は最低の額はいくらか最少の限度はいくらかと云うことを条例そのもので決めると云うよりは実質の運用、いわゆる予算を審議する運用の段階でこの年度は最少の経費はいくらかと云ふうにして、審議検討していくが妥当だと、そう云うことが又強しいんじやないかと云ふうな意味から条例そのものにおいては、経済変動、或はそう云う何において、一応最高とどの程度までは、限度だと、この程度は最低の限度だと云うことを決めまして、一応最低の限度は決められるんだけれども財政と云ううら付けがあります。いかに限度は最高だと決めたにしても、財政のうら付けがないと最高まで持つて行けないと云う場合もありますので、そこに審議の幅を一応持つておると云ふうな意味と、それからこの条例では、市長、助役、収入役の場合は、これは限定されておりますが、しかし他の項目の所においては、職員の今度は内容初任給から、それか

ら最高級と云うふうにして職員の層において級があると云うふうなことで、是非最低、最高が必要だと、これに準じまして一応市長三級の組合も最高の種を一応設定はしてございますが、確かにおつしやる様に賃改法の第4条によつて、その年次によつても最歩の賃度、これは一応市長方の予算委員会のユリのポイントとして、御統計していただく分野だと思つております。見張側においては、離れてこの最低賃度を決めたことによつて、賃改法の4条のすぐ相関連すると云うふうなことは云えないんじやないかと云うふうな意味から、大体条例の設定方法がそう云うふうになされている様であります。

5番～今の議題によりますと、この職員の中にいわゆる市長、助役、収入役は1人りづつであります。そこで市長を含む企職員をこの表にあてはめた場合に福井である前のこの三級以外の職員に対しては一応これは各自分類がわかれていますから、そこに最低、最高と云う幅をもたす必要があるかと思うんですが、市長1人、助役1人、収入役も1人であることは決つておりますし、そこで最低、最高と云うのが果して必要であるか、私が想定しますことは、市長、助役、収入役は単数でありますので確定金額で示めした方が、はるかに簡便と同時に於いて無念のない所の煩雑じやないかと思われましたので、一応質問した訳でございますが、市長が1人で2人いる場合には、これはいわゆる幅をもたす必要があるかと思うんですが、市長も助役も収入役も各自1人づつであるからには他の職員とは自ら別個の形で給手の差額も決められるんじやないかと思つて質問した訳でござねますが、今の議題どうりこの様な制定をしても第4条に抵しよくする事それのないと云う見解でありますならば、一応その範囲内で了解物としてこれだけで質問を終ります。

福井市長～これは大変良い系イントだと思いますがこれはですね、永岡町並で2つの方法がございます。薄井政府とか、そう云う場合は、特例職の層以上ですね、この人々の場合に毎年その筋度も規定法ですか、規定法律を作つております。それから市町村においても福井とかですね、そう云う場合は既定扶助を設定しておりますが、しかし、福井以外の市町村、金剛の市町村においては一応予算特論の場合に最少賃度を設定しようとして云うことて、件が決められておらずますが、条例のうたいかたには確かにおつしやる様に2つ御座ります。

3番～この差額は経済の波動による改正と云うことになつておりますが、そう云う點におきましては、相当常に統れると思ひますが、その別表条例の欄は如何なる基礎によつて、この差を算出されたか、又これの後何年を固定として算出されだかですね、その点お答え願います。

市長～これについて云はば、職長の方から説明をしてもらつて。これは社会の要請は相場付での賃度が切てるんじやなしに、それは一年後に又要つ

ら最高級と云うふうにして職員の層において幅があると云うふうなことで、是非最低、最高が必要だと、これに準じまして一応市長三役の場合も最高の枠を一応設定はしてございますが、確かにおつしやる様に財政法の第4条によつて、その年度によつても最少の限度、これは一応皆様方の予算審議の1つのポイントとして、御検討していただく分野だと思つております。只条例においては、離れてこの最低限度と決めたことによつて、財政法の4条のすぐ相関連すると云うふうなことは云えないと云うふうな意味から、大体条例の設定方法がそう云うふうになされている様であります。

5番～今の説明によりますと、この職員の中にいわゆる市長、助役、収入役は1人りづつであります。そこで市長を含む全職員をこの表にあてはめた場合に福島である所のこの三役以外の職員に対しては一応これは各自分野がわかれていますから、そこに最低、最高と云う幅をもたす必要があるかと思うんですが、市長1人、助役1人、収入役も1人であることは決つておりますし、そこで最低、最高と云うのが果して必要であるか、私が感ぜることは、市長、助役、収入役は単数でありますので確定金額で示めした方が、はるかに第4条との関連において懸念のない所の条例じゃないかと思われましたので、一応質問した訳でございますが、市長が1人で2人いる場合には、これはいわゆる幅をもたす必要があるかと思うんですが、市長も助役も収入役も各自1人づつであるからには他の職員とは自ら別個の形で給与の条例も決められるんじやないかと思つて質問した訳でございますが、今の説明どうりこの様な制定をしても第4条に抵しよくするおそれのないと云う見解でありますならば、一応その範囲内で了解致しましてこれだけで質問を終ります。

総務課長～これは大変良いポイントだと思いますがこれはですね、条例訂正で2つの方法がございます。琉球政府とか、そう云う場合には、特別職の局以上ですね、この人々の場合に毎年その部分も規定法ですか、限定法律を作つております。それから市町村においても那覇とかですねそう云う場合には限定条例を設定しておりますが、しかし、那覇以外の中部の市町村、全琉の市町村においては一応予算審議の場合に最少限度を設定しようと云うことで、枠が決められておりますが、条例のうたいかたには確かにおつしやる様に2つ御座ります。

3番～この条例は経済の変動による改正と云うことになつておりますが、そう云う法におきましては、相当案を練られると思いますが、この別表条例の表は如何なる基礎によつて、この表を出されたか、又これの後何ヶ年を限定として算出されたかですね、その点お答え願います。

市長～これについては、課長の方から説明をしてもらつて、これは社会の変動は期限付での変動がおこるんじやなしに、それは一ヶ年後に又変つ

て来るのか、既に5年～10年を超えて統計で行けるかは、これ以上測定出来ないとこう思います。

3 番～現在の状況があと何年位この条例改正をしないで許せいかと云う事なことですあります。現在の経済状況の要筋状況においてですよ。

市長～いわゆる社会の状況が経済ですね、これはもちろん社員と云うことになると、すべて人件費にそう云う社員の人々の人件費が、これがひびくと思いますが、それが別に何をかわらないとなれば、これは続いて行くものと思います。

総務課長～市の算定については、一寸せつかしい問題でござりますが、大体今度那須市は何も、すでに新聞あたりでのつておきましたのでお解り定と思ひます。それから前に廻~~廻~~するコサ、それから平良、石垣、その所もすべてにお解りだと思ひますが、そう云う所の様を一応基準にした場合は那須は特例でござります。市町村としての職員賃料としてはちよつと比較にならないんじやないかと思ひますが、その他の市町村においては、最高にしても最低との程度に近いと、それから一般職員の賃金に今まで非常に困つておきましたのは、例えば技術職員において最高が30ドルだったと、さりとて云う給与ベースは現在政府とか、那須当りの専門技術員になりますと、ほとんど20ドル台を超過しております。そう云うふうな状態で給与額がさき巻ししかねない、それだけの市町を充分運用していくと云う場合には、それ相当の技術者それを相当の入材が必要だと云うふうになりますと、専門技術の給与ベースを均す、と云うことも当然必要になつて来るが云うふうな点が一応30ドルですか、と云うふうな額が算定されておりますが、現在、那須、コサ当りにおける技術~~基~~の幅がこのベースで行きますと、当分は差し付えないんじやないかと云うふうな程度の基礎でしか算定はしておりません。

3 番～事務員、技術員の最高と云うことになれば、大体課長職だと云うことになりますが、固定賃料評議員が大体そう云う最高の給料と云ふことを常に見ておるが如何なる額になつておるか。

総務課長～固定賃料評議員においても、一応課長クラス位の入材がほんとうにえられるならば、そう云う極端高い専門家、そう云うとともに一応これに想定されるんではないかと云うふうなことで、特に又現状に示された特別事例の職位でございますので、そう云う意味で我々そのものに並んで候、少々広げて持つておこうと云うふうにしてあります。

3 番～もう一追聞きます。この最低と云う基準位、その採用当時の最低基準である事、或は異なる事であるかですね。

総務課長～一応採用当時の基準位にはなると思います、なると思いますが、急

て来るのか、或は5年～10年を超えて続けて行けるかは、これは予測出来ないとこう思います。

3番～現在の状態があと何ヶ年位この条例改正をしないともいいかと云う様なことがあります。現在の経済状態の変動状況においてですよ。

市長～いわゆる社会の状況が経済ですね、これはもち論社会経済と云うことになると、すべて人件費にそう云う社会の人々の人件費が、これがひびくと思いますが、それが別に何もかわらないとなれば、これは続いて行くものと思います。

総務課長～額の算については、一寸むづかしい問題でございますが、大体今度那覇市の何も、すでに新聞あたりでのつておりましたのでお解りだと思います。それから市に適するコザ、それから半良、石垣、その所もすぐにお解りだと思いますが、そう云う所の何を一応基準にした場合に那覇は特別でございます。市町村としての特徴対象としてはちよつと比較にならないんじやないかと思いますが、他の市町村においては、最高にしても最低この限度に近いと、それから一般職員の場合に今まで非常に困つておりましたのは、例えば技術職員において最高が80ドルだつたと、80ドルト云う給与ベースは現在政府とか、那覇当りの専門技術屋になりますと、ほとんど100ドル台を超しております。そう云うふうな状態で給与額が80ドルしかないと、それだけの市政を充分運用していくと云う場合には、それ相当の技術者それと相当の人材が必要だと云うふうになりますと、対外的の給与ベースを均す、と云うことも当然必要になつて来ると云うふうな点が一応130ドルですか。と云うふうな額が算定されておりますが、現在、那覇・コザ当りにおける技術の何がこのベースで行きますと、当分は差し使えないんじやないかと云うふうな程度の基礎でしか算定はしておりません。

3番～事務員、技術員の最高と云うことになれば、大体課長級だと云うことになりますが、固定資産評価員が大体そう云う最高の給料と云うことになつておるが如何なる種類になつておるか。

総務課長～固定資産評価員においても、一応課長クラス位いの人材がほんとうにえられるならば、そう云う様な高い専門家そう云うことも一応これに想定されるんではないかと云うふうなことで、特に又税法に示された特別なこの職位でございますので、そう云う意味で梓そのものにおいては、少々広げて持つておこうと云うふうにしてあります。

3番～もう一辺聞きます。この最低と云う基準は、その採用当時の最低基準であるか、或は単なる梓であるかですね。

総務課長～一応採用当時の基準額にはなると思います。なると思いますが、急

に延滞の該員等がございました場合に、いわゆるベースアップとか、そう云うふうな相があつた場合には、必ずしそれが基準と云うことにはならないと思いますが、一応原則的な基準と云うものは、そうあります。

15番～ここで別表で云う、その他職員と云えば、何を指しておられますか。

総務課長～その職員は一応後述の職員には、いわゆる更賃と云うのがござります。この職員の中には専務販賣、技術販賣、それから今度は販賣として含まれない職員、即ち運転係とか、それから交換手とか／＼そろそろみだが仕丁、船仕、それから今度はフルトーンの運転手とか、そう云うふうないわゆる販賣に含まれない職員でございます。

15番～今ですね、このその職員ですね、最低いくらの額ですか、現在ですね

総務課長～現在最低は32ドルだったと思つております。

16番～一部改正の提案理由の中に關係法例の改正に基づいてとあります。どう云う關係法規が改正されたのかを説明願います。

あと一覧別表の問題とも関連しますが、結論の改正にあたつては、一部改正に当りましては、英領の第13条と第14条も検討されたかどうか

議長～14番職員の請質を承認致します。

総務課長～第1点の法例の何んであります。これは19条この改正案に關て来ております。19条第1項本文じやなくて、本文の次のうですね、即ち月額の所、それから21条中の賃割現の次の及び医長と、これは21条の場合には自治法でもつて医長制度が廢止されましたので、当然さあ條文から削るべきだと、それから19条の賃割1号月額、それから2号月額の方は労働關係の組合で最低賃金人事委員会から答申を受けた最低賃金現在の条例額が0、うりになつておりますが、これは最低賃金法に違反すると、結局0、09セントの3時間0、72が一応最低賃金の標準になつておりますが、これを少しえオーバー致しまして80ドル法例に關係するものが、この2点でございます。それから条例の13条と14条

16番～その関連性で検討されたかどうか。

総務課長～一応検討にしておりますが、現在においては、22条、23条はそのまま条例の適用において支障はないとうふうを規定で改正をしておりません。

16番～結局は案件理由の急激な変動云々、経済的な急激な変動云々とともに別に差し替えないと云う見解ですね。

に経済の変動等がございました場合に、いわゆるベースアップとか。そう云うふうな何があつた場合には、必ずしもこれが基準と云うことにはならないと思いますが、一応原則的な基準と云うものは、そうであります。

15番～ここで別表で云う、その他職員と云えど、何を指しておりますか。

総務課長～その他職員は一応彼所の職員には、いわゆる吏員と云うのがござります。この吏員の中には事務吏員、技術吏員、それから今度は吏員として含まれない職員、即ち運転手とか、それから交換手などもそろそろふうな仕事、給仕、それから今度はブルトーネの運転手とか、そう云うふうないわゆる吏員に含まれない職員でございます。

15番～今ですね、このその他職員ですね、最低いくらの額ですか、現在ですね

総務課長～現在最低は32ドルだつたと思っております。

16番～一部改正の提案理由の中に関係法例の改正に基づいてとあります。どう云う関係法規が改正されたのかご説明願います。  
あと一條別表の問題とも関連しますが、給与の改正にあたつては、一部改正に当りましては、条例の第13条と第14条も検討されたかどうか

議長～14番議員の出席を報告致します。

総務課長～第1点の法例の何んであります。これは19条この改正案に出て来ております。19条第1項本文じやなくて、本文の次の5ですね、月額月額の所、それから21条中の特別職の次の及び区長と、これは21条の場合には自治法でもつて区長制度が開止されましたので、当然この条文から削るべきだと、それから19条の別表1号月額、それから2号月額の方は労働関係の何んで最低賃金人事委員会から答申を受けた最低賃金現在の条例額が0.50になつておりますが、これは最低賃金法に違反すると、結局0.09セントの8時間0.72が一応最低賃金の基準になつておりますが、これを少しオーバー致しまして80ドル法例に關係するものが、この2点でございます。それから条例の13条と14条

16番～その関連性で検討されたかどうか。

総務課長～一応検討はしておりますが、現在においては、13条、14条はそのまま条例の適用において支障はないと云うふうな限定で改正はしておりません。

16番～結局は案件理由の急激な変動云々、経済的な急激な変動云々とも別に差し使えないと云う見解ですね。

議論課長～14条は確認外勤務でありますので、これは労働基準法に基づくものでありますから、別に差しつかえはないと思います。ヨク条は今頃については、第1点として考えられると思いますが、現在支給しておるのは、このままでは行つておりません、そう云う前で当分においては選用には別に支障はないと言ふ様な意味でございます。

議 長～大体質疑もついた様でありますので、質疑を打切りたいと思いますが御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します

議 長～では、本案に対する討論に入ります。

16番～論亭の一部改正についての質問におきましても、確かに時宜をえた要件だと思います。関係法例の一部改正と云つた面と、経済的な急激な変動と云う面も十二分に考慮に入れる問題だと思います。又別冊の総会におきましても、他市町村との比較検討も十二分に検討されていると思いますので、貞實に賛成でございます。  
但し質問中に申し上げました外の条文ともまだ十二分に検討されてない様な感じが致しますので、一部改正に当たりましては、他の条項とも十二分に検討されまして、次回からそう云つた事がない様に御要請致しまして貞實に賛成致します。

議 長～他に更つた御意見はございませんか、なければ討論を打切りたいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打切ることに致します

議 長～議案第17号室野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明に付します。

議 長～本案に御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、全会一致で議案第17号室野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを原案通り可決付定議します。

総務課長～14条は時間外勤務でありますので、これは労働基準法に基づくものでありますから、別に差しつかえはないと思います。13条は今額については、第1点として考えられると思いますが、現在支給しておるのは、この枠までは行つておりません。そう云う何で当分においては運用には別に支障はないと云う様な意味でございます。

議長～大体質疑もつきた様でありますので、質疑を打切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します

議長～では、本案に対する討論に入ります。

16番～給与の一部改正についての案件におきましては、確かに時宜をえた案件だと思います。関係法例の一部改正と云つた面と、経済的な急激な変動と云う面も十二分に考慮に入れる問題だと思います。又別表の場合におきましても、他市町村との比較検討も十二分されていると思いますので、原案に賛成でございます。  
但し質問中に申し上げました外の条文ともまだ十二分に検討されてない様な感じが致しますので、一部改正に当りましては、他の条項とも十二分に検討されまして、次回からそう云つた事がない様に御要望致しまして原案に賛成致します。

議長～他に変つた御意見はございませんか、なければ討論を打切りたいと思いますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打切ることに致します

議長～議案第17号宣野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について表决に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、全会一致で議案第17号宣野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを原案通り可決々定致します。

議長～議程第6號案第18号宜野湾市職員等の旅費に関する条例の一節を改正する条例についてを議題と致します。本議は賀賀の段階において趣説審議になつておりますので引続き賀賀を願います。

19番～提案理由の方が経済的な便動と云うのが、大きな理由になつてあるございますが、旧条例が改正されたのが、59年4月1日となつております。59年から現在63年この間に上がつた物価が2倍以上も上がつたと云うことは、一寸考えられませんけれども宿泊料~~2~~地における食事の2ドルが1ドルになつたその算定の基礎を御説明願います。

議長～御説明申し上げます。この宿泊料の方で、旧条例では甲地、それから乙、丙地と2つの段階に分けてあります。乙、丙地は結局乙地は付託にもございます様に他の都島、いわゆる宮古、八重山とか他の都島丙地は結局本島内と云うふうな分け方であります。現在の宮古、八重山の場合には、実状がこちらとは、かえつて逆になつておるんだと、八重山の場合に最低3ドルから最高5ドルまでと、大体そう云うふうな件まで現在の宿泊料が変わつて来ております。それで今度は乙地と丙地は当然これは地域別においても宿泊料は分けるべきだと云うことで分けてある点とそれから今算定の額は申し上げました様に3ドルから5ドルまでと云うふうな段まで該地においてはあるやがつていると、そう云うふうな何んでその中間を取りまして、宿泊料の場合に市長のが5ドル、それからその他の職員の場合に市長の5ドルと云うふうな様に条例の件を改正してあります。

御質問に乙地、丙地が2ドルとなつておりますが、それは市長の場合です。それがら一般、その他の場合1ドル半±1セントでございましたが、これは當然通用せしない実状であります。

16番～この一部改正に当たりまして、法19条の職員の意義と云うのがございますけれども、条例の第2条ですか、市長とその他職員と分けた場合において、議長、議員の議事の場合はおいての別表を作るべきじゃないかと云うふうな感じがしますけれども、その点についての御見解を願います。

議長～これの別表について改めて、確かに必要がございます。そのためには議長及び議員弁候支給条例、並局非常勤の市町村の例に對しては、議長と議員弁候と云うふうな方法で支給することになつておりますが、皆地方の場合は、費用弁候条例、議長、議員弁候条例でもつて、市職員の旅費に関する条例の別表を適用すると云うふうにござりますので、必ずこの条例でもつて準備されると云うふうになります。それで条例上においては準備規定がござりますから、別表はあると云うことになります。

16番～その件につきまして、だから別表の問題でその他の職員を該当すると云

議長～議程第6議案第18号宜野湾市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本件は質疑の段階において継続審議になつておりますので引続き質疑を願います。

19番～提案理由の方が経済的な変動と云うのが、大きな理由になつておる様でございますが、旧条例が改正されたのが、59年4月1日となつております。59年から現在63年この間に上がつた物価が2倍以上も上がつたと云うことは、一寸考えられませんがれども宿泊料二地における従来の2ドルが5ドルになつたその算定の基礎を御説明願います

総務課長～御説明申し上げます。この宿泊料の方で、旧条例では甲地、それから乙、丙地と2つの段階に分けてあります。乙、丙地は結局乙地は付託にもござります様に他の郡島、いわゆる宮古、八重山とか他の郡島丙地は結局本島内と云うふうな分け方であります。現在の宮古、八重山の場合には、実状がこちらとは、かえつて逆になつておるんだと、八重山の場合に最低3ドルから最高5ドルまでと、大体そう云うふうな枠まで現在の宿泊の費用が変わつて来ております。それで今度は乙地と丙地は当然これは地域別においても宿泊料は分けるべきだと云うことで分けてある点とそれから今積算の額は申し上げました様に3ドルから5ドルまでと云うふうな線まで該地においてはあらががつていると、そう云うふうな何んでその申間を取りまして、宿泊料の場合に市長のが5ドル、それからその他の職員の場合に申間の4ドルと云うふうな様に条例の枠を改正してあります。

御質問に乙地、丙地が2ドルとなつておりましたが、それは市長の場合です。それから一般、その他の場合1ドル70セントでございましたが、これは全然通用せしない実状であります。

16番～この一部改正に当りまして、法139条の職員の意義と云うのがございますけれども、条例の第2条ですか、市長とその他職員と分けた場合において、議長、議員の過張の場合においての別表を作るべきじゃないかと云うふうな感じがしますけれども、その点についての御見解を願います。

総務課長～これの別表については、確かに必要がございます。そのために報酬及び費用弁償支給条例。結局非常勤の市町村の何んに対するは、報酬と費用弁償と云うふうな方法で支給することになつておりますが、皆様方の場合には、費用弁償条例、報酬、費用弁償条例でもつて、市職員の旅費に関する条例の別表を適用すると云うふうにございますので一応はこの条例でもつて準用されると云うふうなことになります。それで条例上においては準用規定がございますから、別表はあると云うことになります。

16番～その件につきまして、だから別表の問題でその他職員を該当すると云

うふうな御見解で条例はそうなつておりますけれども、實際上の問題として、この一部改正に基づて御検討されたかどうか、

総務課長～これは他の市町村においては、そうなつております。課長の場合は市長を準用する。その他の職員の場合には、その他の市町村の職員の給与表を適用すると云うのが普通の形になつておりますので、一応はそれが通常じやないかと云うふうな考へて別に何をしておりません。

16番～一般的にこうだと云うふうな見解で支給するよりは、はつきりした文化した方がいいじゃないかと云う見解ですが、それについて検討されたかですか。

総務課長～これは、条例の範例及び費用弁償条例の第9条の括り外にござります。第1号～第4号夏至5号、7号に該当するものが都島内に職務のため、派遣される場合に、前各号の規定にかかわらず、宜新潟市職員の旅費に関する条例を準用する。但し1号のものにあつては、市長ですね、2号以下のものにあつては、市長以外のその他の職員ににおける職員に相当する額を支給すると明文化されております。

議長～冒頭懇意します。（午前11時9分）次に第16号をよみます。

議長～再開意します。（午前11時17分）

9番～相当な費用になつておりますが、これは実際に経費から算定されて作られたものですか、それとも本土あたりの、又本島の場合にむし、本土あたりの経済事情に当時の何んでやられたもんか、その算定基礎について、

総務課長～これは算算の基礎の何には非常に難しい何んであります。一応はこちらが本土に行つた人々の報費とか、或いは、その他の資料をしんしやすくした算定した結果で、この程度は妥当むやなかと云うふうな程の算算でございます。

議長～質疑も大体ついた様であります。質疑を有効することに御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、本題に対する質疑を有効することに致します。

議長～では本題に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がありましたが、省略することに御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

うふうな御見解で条例はそうなつておりますけれども、実際上の問題として、この一部改正に当つて御検討されたかどうか。

総務課長～これは他の市町村においては、そうなつております。課長の場合は市長を準用する。その他の議員の場合には、その他の市町村の職員の給与表を適用すると云うのが普通の形になつておりますので、一応はそれが通常じやないかと云うふうな考え方別に何はしておりません。

1.6番～一般的にこうだと云うふうな見解で支給するよりは、はつきりした条文化した方がいいじやないかと云う見解ですが、それについて検討されたかです。

総務課長～これは、条例の報酬及び費用弁償条例の第3条の第3号にござります。第1号～第4号及び6号、7号に該当するものが郡島内に職務のため、派遣される場合は、前各号の規定にかかわらず、宜野湾市職員の旅費に関する条例を適用する。但し1号のものにあつては、市長ですね、2号以下のものにあつては、市長以外のその他の職員における旅費に相当する額を支給すると明文化されております。

議長～暫休憩致します。(午前11時7分)

議長～再開致します。(午前11時17分)

9番～相当な費用になつておりますが、これは実際に経費から算定されて作られたものですか、それとも本土あたりの、又本島の場合には、本土あたりの経済事情に当初の何んでやられたもんか、その算定基礎について、

総務課長～これは積算の基礎の何には非常に難しい何んでありますが、一応はこちらが本土に行つた人々の報告とか、或いは、その他の資料をしんしゃくした算定した顛で、この程度は妥当じやないかと云うふうな程度の積算でございます。

議長～質疑も大体ついた様であります。質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がありますが、省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を省略することに致します。

議長～では議案第18号宜野湾市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め全会一致で議案第18号宜野湾市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを原案通り可決可定致します。

議長～暫休憩致します。（午前11時25分）

議長～再開致します。（午後1時59分）

議長～13番の勘定を報告致します。

議長～質体憩致します。（午後2時）

議長～再開致します。（午後2時07分）

議長～議案第19号宜野湾市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案は質疑の段階において、纏続審議になつておりましたので、質疑を願います。

議長～質疑もない様であります。質疑を打切ることに御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がありますが、省略することに御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することに致します。

議長～では議案第19号宜野湾市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法

議長～御異議がないものと認め、討論を省略することに致します。

議長～では議案第18号宜野湾市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め全会一致で議案第18号宜野湾市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを原案通り可決々定致します。

議長～暫休憩致します。（午前11時25分）

議長～再開致します。（午後1時59分）

議長～13番の出席を報告致します。

議長～暫休憩致します。（午後2時）

議長～再開致します。（午後2時07分）

議長～議案第19号宜野湾市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案は質疑の段階において、繼續審議になつておりましたので、質疑を願います。

議長～質疑もない様であります、質疑を打切ることに御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がありますが、省略することに御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することに致します。

議長～では議案第19号宜野湾市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法

を定める条例の一部を改正する条例についてを審決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議案第19号直野湾市報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例については、原案通り可決決定致します。

議長～議案第20号直野湾市議員設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案については質疑の段階において、総統審議となつておりましたので、質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午後2時12分)

議長～再開致します。(午後2時51分)

1.6番～提案理由の中に機構の体制を整備して、行政効率を高めたいと云う様な都議設置の一部改正案が出ておりますが、新しく出来ました企画室と議員室との内審を検討した場合にオッティの差があると私はいますが企画室の内審を見ました場合には、議会的企画となつておりますが、その質の性格と、それから議員室の性格、それから他の課との性格の面においてのその改革案を提出された場合の御説明をお願い致します。

市長～おつしやる通り、この企画室の場合に随分今の議員室の様に各課とは切り離れて、いわゆる市長につながる所の市長室或は、秘書室と云いますか、そう云う形におこうか、とにかく企画室はそこに事務局にありますように、各課の企画調整をやるのが最初の私の約いでありますたが、そこに若しこれを市長室でいわゆる一級課の様に執行事務に当るんじやなしに、もづら市長につながる議員室と云ふようになると云うと、下の方の登報やその他の予算或は議会に対する起案なんかをするには、どうも適当じやないと云うことと、最初、地方課の横井氏に相談を受けた場合にも、名前はどちらでもよかろうと云わば、政府で云う所の企画統計室ですが、これと計画局と官房を一緒にした様なユリの課を作りたいと云うのが、私の約いでありますたが、いざこれをこう云う機構圖にはめて見ると云うと、どうもその辺に、不合理な点があるので、一筋企画室は、他の課と同じ様に執行部面で、ある形でそしてその中に市長を加えた方がよかろうと云うので、次課や他の課においてもツカツカ7位いが適当であろうと、こう云うこともありましたので、更にこの今の総務課を3つに分けて一些をもうけるよりも今の総務課を2つにして、あと一些もうけた方がよかろうと云うことで、これを計画致しましたが、あとでこの親務、今の農務課、財政課

を定める条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め議案第19号宜野湾市報酬及び賃用弁償の額並びにその支給方法を定める条例の一部を改正する条例については、原案通り可決決定致します。

議長～議案第20号宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案については質疑の段階において、総統審議となつておりましたので、質疑を願います。

議長～暫休憩致します。（午後2時12分）

議長～再開致します。（午後2時51分）

16番～提案理由の中に機構の体制を整備して、行政効果を高めたいと云う様な部課設置の一部改正案が出ておりますが、新しく出来ました企画室と勘定室との内容を検討した場合にオンラインの差があると思いますが企画室の内容を見ました場合には、総合的企画となつておりますが、その質の性格と、それから勘定室の性格、それから他の課との性格の面においてのその改革を出された場合の御説明をお願い致します。

市長～おつしやる通り、この企画室の場合に随分今の勘定室の様に各課とは切り離れて、いわゆる市長につながる所の市長室或は、秘書室と云いますか、そう云う形におこうか、とにかく企画室はそこに事務分掌にありますように、各課の企画調整をやるのが最初の私の約いでありました、そこに若しこれを市長室でいわゆる一體課の様に執行事務に当るんじやなしに、もつばら市長につながる室と云ふふうになると云うと、下の方の公報やその他の予算或は議会に対する起案なんかをするには、どうも適当じやないと云うことで、最初、地方課の領井氏に指導を受けた場合にも、名前はどちらでもよかろうと云わば、政府で云う所の企画統計室ですが、これと計画局と官房を一諸にした様な1つの課を作りたいと云うのが、私の約いでありましたが、いざこれをこう云う機構図にはめて見ると云うと、どうもその辺に、不合理な点があるので、一応企画室は、他の課と同じ様に執行部面で、ある形でそしてその中に市長を加えた方がよかろうと云うので、又課や室の数においても6つか7つ位いが適当であろうと、こう云うこともありましたので、更にこの今の総務課を3つに分けて一室をもうけるよりも今の総務課を2つにして、あと一室もうけた方がよかろうと云うことで、これを計画致しましたが、あとでこの税務、今の税務課、財政課

を検討する場合にどうしてもその今の財政課を税務課にもつて行くには直接水道事務を扱つておられる所の職員の3名は、これは税務とはどうしても性格が違うので、取扱の所に持つていつた方が宜しいと、いわゆるあの場合にも名前も取扱室にするか、出納室にするかは、これは名前は取扱室と云うよりは、出納室がよからうと云うので、これに持つて行き、先きのは市長室と云うよりも企画室、最初は企画室にすると云うと、絶べて企画をここにやる様な感じを受けるので、一路市長室にした方が良くはないかと云うので、市長室の場合に直接市長につながる人間的なこのつながりで結ばれるので、課よりは別個の性格を持つようになると云う考え方でありました。いざ事務分掌をしてみると云うと、どうもそこにおいては、この事務分掌の仕事と、不合理な点が出て来ると言ふので、こう云うふうに各課と同じような所に執行事務まで取り扱うようにして、そこにおいてあります。両方はそう云う関係でこう云うふうな機構を持つて来ています。

16番～私有財産の取得管理拵持の面が今まで財政課の方で管理されておりましたが、今まで財政課においていた場合に、不合理な点があつたかどうか、総務課に現在なつている大きな理由を説明願います。

市長～今までの財政課をその事務を分けたのは、作目も申し上げた如く、何かして税務の財課徴収の能率を上げるには、あまりおおきの仕事を取り扱うと云うと、こう云うものにも、その事務面で複雑になるので、今までのいろんなとのと場所が、それから財産管理の契約やその使用料なんかを取り扱うと云うことは、これは別の課に移した方がよからうと、これは又政府の地方課職員でも、どうして今までそう云うふうにしてあつたかと、実は財産も金を取り扱う所は、ほとんど始めから扱うまで、1つの課になつた方がいいと云うので、こう云うふうにして、おいてあつたんだと云つたら、尙どうからもそれは考え方が必ずいき、それじやまと見て使用料、手数料或は証明料も金を取り扱うから、これら全部財政課になるのか、これは若うしても離業関係であるのは、監査課の方にそれから今の市の財産として取り扱つたり、或は起債をしたりする様なのは、税務の方に持つて置いたらよがるうと云うことであります。あの場合のあの項までは、名前を税務課にすると云う考え方かつかんが三度あの場合のヒントを得て、今度税務を今全部税課の仕事にも当つてもらつて、他の分科委課にどう分けた方がよいと、特にその財産や何について被、税務課の方に移しそれから、と他の使用料、と相はすべて、それから公営市機関ですね、どう云うのも離業課の方に持つてもらうようにしてある訳であります。

16番～市民の國有財産の土地貸轉とか、或は固定資産合併は全部税務課が管理しておりますが、解放に私有財産と云うものを税務課にもつて行かれましたか？

を検討する場合にどうしてもその今の財政課を税務課にもつて行くには直接水道事務を扱つておる所の職員の3名は、これは税務とはどうしても性格が違うので、取扱の所に持つていつた方が宜しいと、いわゆるあの場合にも名前も取扱室にするか、出納室にするかは、これは名前は取扱室と云うよりは、出納室がよからうと云うので、これに持つて行き、先きのは市長室と云うよりも企画室、最初は企画室にすると云うと、絶べての企画をここにやる様な感じを受けるので、一応市長室にした方が良くはないかと云うので、市長室の場合に直接市長につながる人間的なこのつながりで結ばれるので、課よりは別個の性格を持つようになると云う考え方でありましたか、いざ事務分掌をしてみると、どうもそこにおいては、この事務分掌の仕事と、不合理な点が出て来ると云うので、こう云うふうに各課と同じような所に執行事務まで取り扱うようにして、そこにおいてあります。両方はそう云う関係でこう云うふうな機構に持つて来てあります。

16番～私有財産の取得管理維持の面が今まで財政課の方で管理されておりましたが、今まで財政課においていた場合に、不合理な点があつたかどうか、総務課に現在なつている大きな理由を説明願います。

市長～今までの財政課をその事務を分けたのは、作目も申し上げた様に、何んとかして税務の財課微取の能率を上げるには、あまりおおきの仕事を取り扱うと云うと、こう云うものにも、その事務面で複雑になるので、今までのいろんなことと場とか、それから財産管理の契約やその使用料なんかを取り扱うと云うことは、これは別の課に移した方がよからうと、これは又政府の地方課職員でも、どうして今までそう云うふうにしてあつたかと、実は財産も金も取り扱う所は、ほとんど始めから終りまで、1つの課になつた方がいいと云うので、こう云うふうにして、おいてあつたんだと云つたら、向こうからもそれは考え方がまずいと、それじやまと口で使用料、手数料或は証明料も金を取り扱うから、これも全部財政課になるのか、これはどうしても産業関係であるのは、産業課の方にそれから今の市の財産として取り扱つたり、或は起債をしたりする様なのは、総務の方に持つて來たらよからうと云うことでありましたが、あの場合のあの項までは、名前を税務課にすると云う考えはなかつたんだが一応あの場合のヒントを得て、今度税務とは全部財課微取の仕事にも当つてもらつて、他の分は各課にこう分けた方がいいと、特にその財産や何については、総務課の方に移しそれから、と場の使用料、と場はすべて、それから公営市場ですね、こう云うのも産業課の方に持つてもらうようにしてある訳であります。

16番～市民の国有財産の土地台帳とか、或は固定資産台帳は全部税務課が管理しておりますが、何故に私有財産と云うものを総務課にもつて行かれましたか。

市長～市民の土地、市民のいわゆる権利そう云うのも合併は税務課の方においてあります。それはどうしても税務の方の課税徴収の対象になるものとして税務の方においてあります。

8 問～課税改革によつて、行政効率を高めると云うことによつて、新米の財政課から税務課と云ふふうな新しく出来ていますが、その税務課の事務分掌について、一寸御説明願います。

市税の条例の26条にもうたわれておりますが、いわゆる滞納処分と滞納処分に関する事項と云うことが26条にうたわれております。ところが税務課の中の中に後の審査事項には、滞納処分に関する事項が、徴税係にありますけれども、税務課と、この課の中ににおける所の事務分掌に、この滞納処分に関する事項がうたわれてありませんが、これにつきましてその理由をお伺いします。

市長～うたつてないのは、滞納処分、いわゆる徴収が入つていますので、徴収の方法にどうしてもやむを得ない場合には、滞納処分の方法で徴収すると云うことになりはせんかとこう思つております。

税務課長～この条例の方は、いわゆる大きなポイントですね、例えばこの事項のこの箇所は何を担当するんだと云うふうな配当を示めして、それを適用するために、今度は財務規則と云うのがございまして、その規則の方に課税徴収に関しての審査の中に又どう云うものがあるんだと、それを譲りまして、この規則の方で今度は課税課面積はどう云うふうな仕事であると、それから徴税係には、どう云う仕事があると、結局適用規程で譲りまして、条例でもつて全部譲りした範囲までうたう必要はない。一方、要項を示めして、その要項の範囲を又譲りして行くのが規則だと云うふうなこの2つが相関連したこの方法で、いわゆるかたずけると云うふうなのが、大体財務の規則のあり方じやないかと云うふうな事で、結局この条例の方では要項、ポイントですね、基本事項、それの譲りしたのが、規則だと、だから必然的相関連する訳であります。

8 問～この徴収事務と云うと、結局区審事務によつて歴史ますけれども、滞納処分と云うと、これは非常に高麗の手続と云うのが、必要じやないかと思つております。なる程規則には、どう云うふうにうたわれてあるから事務分掌に普通これをうたわんで、相関連した所の中に滞納処分と云う事項をもうけると云うことはねありますけれども、cheinと譲りましてこの滞納処分と云う事項は相当の手続上、大いに勉強しなくちや、これはいかないと云う關係からして、すぐ税務課と云う課の中に事務分掌を滞納処分と云う事項をもうけた方が今後の徴税事務に是非必要ではないかと云うふう私は、こう思つておりますが。

9 問～今の質問と関連して、この改革案に範つて、徴税の執行した場合に、現在に比較して、どの程度成績が向上される見通しがあるか。その点を一

市長～市民の土地、市民のいわゆる家、そう云うのも台帳は税務課の方においてあります。それはどうしても税務の方の財課徴収の対象になるものとして税務の方においてあります。

8 番～機構改革によつて、行政効果を高めると云うことによつて、従来の財政課から税務課と云ふふうな新しく出来ていますが、その税務課の事務分掌について、一寸御説明願います。

市税の条例の26条にもうたわれておりますが、いわゆる滞納処分と滞納処分に関する事項と云うことが26条にうたわれております。ところが税務分掌の中に後の参考事項には、滞納処分に関する事項が、徴税課にありますけれども、税務課と、この課の中ににおける所の事務分掌に、この滞納処分に関する事項がうたわれてありませんが、これにつきましてその理由をお伺いします。

市長～うたつてないのは、滞納処分、いわゆる徴収が入つていますので、徴収の方法にどうしてもやむえない場合には、滞納処分の方法で徴収すると云うことになりはせんかとこう思つております。

総務課長～この条例の方は、いわゆる大まかなポイントですね、例えばこの事項のこの即所は何を担当するんだと云ふふうな配当を示めして、それを運用するために、今度は服務、規則と云うのがございまして、その規則の方に財課徴収に関しての事務の中に又どう云うものがあるんだと、それを細分しまして、この規程の方で今度は課税調査係はどう云うふうな仕事であると、それから徴税係には、どう云う仕事があると、結局運用規程で細分すると、条例でもつて全部細分した様な所までうたう必要はない。方針、要項を示めして、その要項の範囲を又細分して行くのが規則だと云うふうなこの2つの相関連したこの方法で、いわゆるかたずけると云うふうなのが、大体条例の規則のあり方じやないかと云うふうな事で、結局この条例の方では要項、ポイントですね、基本事項、それの細分したのが、規則だと、だから必然的相関連する訳であります。

8 番～この徴収事務と云うと、結局書事務によつて出来ますけれども、滞納処分と云うと、これは非常に高度の手続と云うのが、必要じやないかと思つております。なる程条例には、こう云うふうにうたわれてあるから事務分掌に普通これをうたわんで、相関連した係の中に滞納処分と云う事項をもうけると云うことはわかりますけれども、何んと申しましてもこの滞納処分と云う事項は相当の手続上、大いに勉強しなくちや。これはいかないと云う関係からして、すぐ税務課と云う課の中に事務分掌を滞納処分と云う事項をもうけた方が今後の徴税事務に是非必要ではないかと云うふう私は、こう思つておりますが、

5 番～今の質問と関連して、この改革案に従つて、徴税の執行した場合に、現在に比較して、どの程度成績が向上される見透しがあるか、その点を一

店見透しについて説明を願います。

財政課長～今お話しがありました様に、去年あたりからではなくて、そのずつと以前から財政の職員は少くないんだと、しよつちゅう賊職部審だけにおわれて、微積に幽禁する事が出来ない状態にあると云うふうに伺しました訳です。それで今度の場合も、予想は私の考えは6名を増員しようと云うふうに考えていましたが、予算の簿類等で、いわゆる3名位い増やそうぢやないかと云うふうになつておる訳ですが、現在の所、財政事務におわれて、今まで幽禁強制に当ることが出来なかつた、それで今度新しくふえる人員、これを幽禁強制にしよつちゅうして、今まで幽禁なかつた幽禁強制が幽禁するんだと云うふうな考えであるんです。

5 番～つまり現在の微積成績に比較して、この改革案の通り実つて、微積執行やつた場合にどの程度成績が向上するか、その見透をみて一応説明を願います。現在のまゝに対して、それに成績向上が予想されるまゝですね。

財政課長～それは、どれだけ成績が上がるんだと云うことは、一概にこれだけは云えない訳です。それで予算にも盛つてあります、今後行政の変更と云うふうなことも考えられておりますので、微積に前程の方に非常に心配されておる訳です。それで獎勵制度にもつて行くと云うふうに考えておりますが、微積更員の幽禁強制と云うもんにもつてどれだけ成績が上がるんだと云うことば、あよつとわかり難ねると云いますのは、個の額にしましても、只わずかなるものを取りに行くと、あるいは個人であればすぐそれだけ取つて呉れるんだと、その額によつて示められるもんじやないかと思ひますので、それだけ成績が上ると云うことは一寸云いかねると思ひます。

5 番～それでは、授権改革によつて微積成績が上がるであろうと云うことは、一応考えられますか。

財政課長～そうです。

5 番～それ等考えられるが多岐は場合においては見透はつかないと云う訳ですね。

課長～留休致します（午後3時10分）

課長～再開致します。（午後3時12分）

5 番～条例にはうたわれておりますれ、2.6条に賊職処分と云う事項が、所がこの審議會の中には、これ以上たわれてないが、微積係ですか、その係には賊職処分に関する説明と云うのがござりますけれども、やはり該の職員と云うその3つの難立した點において、審議會をはつきりせし

応見透しについて説明を願います。

財政課長～今お話しがありました様に、去年あたりからではなくて。そのずつと以前から財政の職員は少くないんだと。しよつちゅう財課事務だけにおられて、微税に難を出ることが出来ない状態にあると云うふうに何しに来た訳です。それで今度の場合も、予想は私の考えは6名を増員しようと云うふうに考えていましたが、予算の節減等で、いわゆる3名位い増やそうじやないかと云うふうになつておる訳ですが、現在の所、財課事務におられて、今まで出張微税に出ることが出来なかつた。それで今度新しくふえる人員、これを出張微税にしよつちゅう出して、今まで出来なかつた出張微税が出来るんだと云うふうな考え方あるんです。

5 番～つまり現在の微税成績に比較して、この改革案の通り従つて、微税執行やつた場合にどの程度成績が向上するか、その見透をみて一応説明を願います。現在の点に対して、それに成績向上が予想される点ですね、

財政課長～それは、どれだけ成績が上がるんだと云うことは、一談にこれだけで云えない訳です。それで予算にも盛つてありますが、今後行政の変更と云うふうなことも考えられておりますので、微税に納税の方に非常に心配されておる訳です。それで奨励制度にもつて行くと云うふうに考えておりますが、微税吏員の出張税と云うもんにもつてどれだけ成績が上がるんだと云うことは、ちょっとわかり難ねると云いますのは、税の額にしましても、只わずかなものを取りに行くと。あるいは個人であればすぐどれだけ取つて呂れるんだと、その額によつて示めされるもんじやないかと思いますので、どれだけ成績が上ると云うことは一寸云いかねると思います。

5 番～それでは、機構改革によつて微税成績が上がるであろうと云うことは、一応考えられますか。

財政課長～そうです。

5 番～それは考えられるが点或は割合においては見透はつかないと云う訳ですね。

議長～暫休憩致します（午後3時10分）

議長～再開致します。（午後3時12分）

8 番～条例にはうたわれておりますね、26条に滞納処分と云う事項が、所がこの事務局の申には、これはうたわれてないが、微税係ですか、その係には滞納処分に関する事項と云うのがござりますけれども、やはり課の税課と云うその1つの独立した課において、事務局をはつきりせし

あて行くことがありますね、係にも又更にこの事務分掌と云うものが示められるんではないかと思ひ、何故かと云うとですね、係に就なる課消納処理と云う事項があるけれども、課そのものにないと云うことはですね裏面にとの課消納処理を執行すると云う、それ自体が非常に非常にわしくないですかから適正化するかにはですね、やはり適正にこの消納処理もして適切にすると云うことを。立前じやないかと思います。それは既に吉田是さんの監政課方針にも書かれましたけれども消納処理も今後して行くと云うことをおつしやつておりますが、その意味ですね、その新しい財政課から税課と云うのがたん生したからには、出来だからには是非その課の申ても消納処理に関する事項と云うものをうたつてもらいたいと私はこう思います。

議 長～これは要點ですか。

3 番～いや要點じゃない質問です。

市 長～先にお答えしましたが、さやんと税課係と云うのをおいて、その事務分掌の課の方に消納整理及び執行を打ち出してありますので、ここには、課かく委仕事をぐだく必要はないと思いますので、別の方を出して、その下の置い登場はここには出してないが、後の方には出しています。1番が税課係に税課の指導賞勵に関する事項、2、後その他、積取入の税課に関する事項、3、消納整理及び執行に関する事項、ここに消納処理もやると云うふうなことになつております。

1.6番～只今の部課設置条例の一括改正の案件と議案21号の職員定数条例の一括を改正する案件とは非常に只今のご質問にもありました通り、関連しておりますので、一括~~は~~特議して載きたく日程変更の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～暫休憩致します。(午後2時13分)

議 長～再開致します。(午後2時14分)

議 長～只今1番議員より議案第20号及び21号を一括審議したいと云う動議が提出されておりますが、所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。お詫び致しまず、議案第20号と21号を一括審議することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、両議案を一括審議することに致します。

めて行くことがありますね、各係にも又更にこの事務分担と云うものが示められるんではないかと思う。何故かと云うとですね、係にはなる程滞納処分と云う事項があるけれども、課そのものにないと云うことはですね実際にこの滞納処分を執行すると云う、それ自体が非常におもわしくないですから適正化するからにはですね、やはり適正にこの滞納処分もして適切にやると云うことは、立前じやないかと思います。それは昨日市長さんの施政方針にもち論ありましたけれども滞納処分も今後していくと云うことをおつしやつておりますが、その意味ですね、その新しく財政課から税課と云うのがたん生したからには、出来たからには是非その課の申にも滞納処分に関する事項と云うものをうたつてもらいたいと私はこう思います。

議長～これは要望ですか。

8番～いや要望じやない質問です。

市長～先にお答えしましたが、ちゃんと徴収係と云うのを聞いて、その事務分担の課の方に滞納整理及び執行と打ち出していますので、ここには、確かに各仕事をくだく必要はないと思いますので、頭の方を出して、その下の細い分はここには出していないが、後の方には出しています。1番が徴収係に納税の指導督励に関する事項、2、税その他、諸収入の徴収に関する事項、3、滞納整理及び執行に関する事項、ここに滞納処分もやると云ふうことになつております。

16番～只今の部課設置条例の一部改正の案件と議案第21号の職員定数条例の一部を改正する案件とは非常に只今のご質問にもありました通り、関連しておりますので、一括に審議して載きたく質問変更の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～暫休憩致します。(午後3時13分)

議長～再開致します。(午後3時14分)

議長～只今16番議員より議案第20号及び21号を一括審議したいと云う動議が提出されておりますが、所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。お詫び致します、議案第20号と21号を一括審議することに御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、両議案を一括審議をすることに致します。

議長～留体憩致します。（午後3時16分）

議長～再開致します。（午後3時49分）

19番～規約について、おたずね致します。構成メンバーが7名で3人は仕事後の6名がいわゆる総合的に当ると云うふうに説明されておりましたが、との内容を見てみると、非常に複雑多岐であります。然してその6名が結局外の問題にぶつかって、果して予期する効果が出来るか、どうか、例えは予算係に行きますと、予算の根柢、命令、執行管理に関する事項と、実に重要な課題が課されております。又企画係におきましても、各課の総合調整に関する事項と、同時に総合的な、又、企画の問題があります。と言つた問題1つ1つ取り上げましても、いずれも重要な段階でありますけれども、果して6名が総合的にぶつかることによつて、それが执行された所の結論がえりうるかどうか、そういう点について、

市長～企画においても、或はその他の予算においても一応の、との資料は、各課の方で準備してもらつてそれを集めて集計、いわゆる調整をやるのがこの課の仕事になると思ひます。それですべてをその始めからその課だけで持ちきつてやると云う訳でなくて、一応はこの程度で行けるんじやないかと云う構想であります。

19番～一応企画する以上は、それは各課からの集計がなければ出来ないと思いますが、並いまして各々その部課においても結局資料の集計、されどこれは各課の課長なり、又その係から結計資料なんか出て来ると思うが、その場合ですね、そこに1人の者の頭をつつこんで或る程度のいわゆる形態すると云う意味におきましても各々その責任分野において、係は適当じゃないかと思います。

市長～その資料の集取に当る職員の構成であります。先ず建設部面、水道と建設の工事、技術的面に詳しい人をここに1人人員の構成である。それから監視に詳しいもの、それから予算に、その他今までの貲蓄關係ですね、そう云う人をそろえてそこにはおきたいと思っております。

5番～市当局は、都計事務と云う重要な課題をになつておりますが、それになつてある建設課は、2名の職員で充分にやつていける自信がありますか、

市長～ほんとに都計としては、五つの課を持ちたいと云うことは、前からも良く課長からもお話しもありました。前、今の建設課をいわゆる一般土木と都計とそれから土地整理を3つ位に分けたいとどう云う何がありました。が現在の段階は一応の計画が未だ終つていないので、未だ都計にまで人つておらないかの、その計画が完成して、事業に入るまでは、どの職員も一しょにつなつて、その建設の測量なり、或は設計なりには動かせぬ

議長～暫休憩致します。(午後3時16分)

議長～再開致します。(午後3時45分)

19番～規約について、おたずね致します。構成メンバーが7名で1人は仕事後の6名がいわゆる総合的に当ると云ふうに説明されておりましたが、この内容を見てみると、非常に複雑多岐であります。果してその6名が結局外の問題にぶつかつて、果して予期する効果が出るか、どうか、例えば予算係に行きますと、予算の収支、命令、執行管通に関する事項と、実に重要な課題が課されております。又企画係におきましても、各課の総合調整に関する事項と、同時に総合的な、又、企画の問題があります、と言つた問題1つ1つ取り上げましても、いずれも重要な段階でありますけれども、果して6名が総合的にぶつかることによつて、それが执行だつた所の結論がえりうるかどうか、そういう点について。

市長～企画においても、或はその他の予算においても一応の。この資料は、各課の方で準備してもらつてこれを集めて集計、いわゆる調整をやるのがこの課の仕事になると思います。それですべてをその始めからその課だけで持ちきつてやると云う訳でなくて、一応はこの程度で行けるんじやないかと云う構想であります。

19番～一応企画する以上は、それは各課からの集計がなければ出来ないと思いますが、従いまして各々その部課においても結局資料の集団、かれこれには各課の課長なり、又その係から統計資料なんか出て来ると思うが、その場合ですね、そこに1人の者の頭をつつこんで或る程度のいわゆる形態づけると云う意味におきましても各々その責任分野において、係は適当じやないかと思います。

市長～その資料の集団に当る職員の構成であります。先ず建設部面、水道と建設の工事、技術的面に詳しい人をここに1人人員の構成である。それから法規に詳しいもの、それから予算に、その他今までの庶務関係ですね、そう云う人をそろえてそこにはおきたいと思つております。

5番～市当局は、都計事業と云う重要な課題をになつておりますが、それになつてある建設課は、2名の増員で充分にやつていける自信がありますか。

市長～ほんとに都計としては、1つの課を持ちたいと云うこととは、前からも良く課長からもお話をありました。尚、今の建設課をいわゆる一般土木と都計とそれから土地整理と3つ位に分けたいとこう云う何がありましたら現在の段階は一応の計画が未だ終つていないので、未だ事業にまで入つておらないので、その計画が完成して、事業に入るまでは、どの職員も一しょになつて、その建設の測量なり、或は設計なりには動かせぬ

様に今まで全部分けてしまふと云うのは、少し早いんじやないかと云うことを話して、実際事業に移つた場合には、分派もし、増員もする様にして今の段階ではこの程度でもつてやつてほしいと云うことだ、これだけに止めてあります。

5番～建設課はいわゆる技術課であります、市長の令の答弁によりますと、いくらか時期的に早いと云ふうな考え方であつたが故ですが、都計事務は私の考へでは遅れている。こそあつて早いと云うことは全然考へられませんが、その早いと云う考え方方は全然考えられませんが、その早いと云う考え方方は、どう云ふうな理由で早いと云う考えられたんですか、都計と云うのは、時期的に早いと云う考えでありますか、

市長～都計事務はすでに手をうち切つておりますが、今既に整理をしておる、それから都計にしても、一般土木は今までのずっと建設局、次は経済局の固執調の方からの事業もやつて、ずっと統合してやつて来ておりますが、これを他の2つの方はまだ事業の段階に入らぬに、今その計画を進めておる段階にあるので、これをすぐ分けた場合には、ある事務においては非常にそれだけの障壁を今にそろえておくと云うことになると云うと計画が未だて、事業が未だ始まらないのは、それだけゆとりが出来るし、それから今早くやらねばならん計画の所では、一生懸命やらねやいかんと云うふうに、事務において非常に留守の所が出て来るのです。今は分けずに一括になつて早くその事業や、いわゆる事業が進められる様に一括になつて準備を進めておいたいと云う気持から、これを分離するのは早いと云うだけであります。

議長～質問終了します。(午後4時02分)

議長～再開致します。(午後4時11分)

議長～見今お歸であります。時間延長をしたいと思ひますが御異議ございませんか。(立派に立派に)、(立派に立派に)

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本議終定めします。

16番～貝今の5番さんの質問と関連致しまして、縣からの要望はあるんだけれども、現在の事務の陳情、あらゆる披瀝した場合には、現在の段階ではこれが云ふと云う御見解でござりますか、

市長～定員にして、おくのが解です。いざそれが仕事が約束つて来る場合には、隨時でも被指揮者は取れるお詫びの精神で、その定員の外に、いくらか臨時を予想はしております。その臨時は、ある仕事が重きとされる、ねむてもいいようにそこに考えて使いたいと思う思つておる状であります。

様に今で全部分けてしまうのは、少し早いんじやないかと云うことを話して、実際事業に移つた場合には、分課もし、増員もする様にして今の段階ではこの程度でもつてやつてほしいと云うことだ、これだけに止めてあります。

5 番～建設課はいわゆる技術屋であります、市長の今の答弁によりますと、いくらか時期的に早いと云うふうな考え方であつたとされる様ですが、都計事業は私の考えでは遅れている。こそあつて早いと云うことは全然考えられませんが、その早いと云う考え方方は全然考えられませんが、その早いと云う考え方方は、どう云うふうな理由で早いと云う考え方されたんですか、都計と云うのは、時期的に早いと云う考え方でありますか、

市長～都計事業はすでに手をうち切つておりますが、今区画整理にしても、それから都計にしても、一般土木は今までのずっと建運局、或は経済局の開拓課の方からの事業もやつて、ずっと続けてやつて来ておりますが、これを他の2つの方は未だ事業の段階に未だ入らずに、今その計画を進めている段階にあるので、これをすぐ分けた場合には、ある課においては非常にそれだけの陳容を今にそろえておくと云うことになると云うと計画が未だで、事業が未だ始まらないのは、それだけゆとりが出るし、それから今早くやらねばならん計画の所では、一生懸命やらねやいかんと云うふうに、各課において非常に留守の所が出て来るので、今は分けずに一になつて早くその事業や、いわゆる事業が進められる様に一になつて準備を進めてもらいたいと云う気持から、これを分課するのは早いと云うだけであります。

議長～暫休憩致します。(午後4時02分)

議長～再開致します。(午後4時11分)

議長～只今4時であります。時間延長をしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。

16番～只今の5番さんの質問と関連致しまして、課からの要望はあるんだけれども、現在の各課の陳容、あらゆる検討した場合には、現在の段階ではこれが妥当だと云う御見解でございますか、

市長～定員にして、おくのが何で、いざこれが仕事が始まつて来る場合には、臨時でも技術者は雇えると云う気持で、その定員の外に、いくらか臨時を予想はしております、その臨時は、ある仕事がすむとこれは、ぬけてもいいようにそこに考えて使いたいとこう思つておる訳であります。

16番～建設課のはとんどが技術員でございますし、その採用においても非常に困難をきたすと思ふんですけど、ほかの事務員はともかくとして、技術員においてはその要求に詳計の要求に答えるべく、早急に準備して、その人なりに又事業を身につけた方がいいと云う考え方を持ちますが、課長において御見解をお願い致します。

建設課長～只今16番議員の方から質問があつたんですが、建設課におきましては、現在事業の計画の段階でありますので技術者として、実際にこの事業に適するかどうか、既に人員をふやすと云うことも、延岡があると思うんです。それでそうするには現段階では一応専員もむしろ事業の方に重きをおいて、ある程度方針を決めてからのち技術者を採用したいと思つております。

5番～市長も議長もその答弁の中で計画の段階と云うふうな言葉がありましたけど、計画はあくまで実行を前提とするものであります。  
そこで、その計画は何段階までが計画であるか、何段階からは実行を見渡すのであるか、その予想を一様説明してもらいます。

建設課長～この計画と申しますのは、都市計画におきましては、計画が立てあります。それでその中で更に事業の着手、実施と云うことになる段階であります。それからそれと連続して、区画整理の方であります。区画整理は計画と云うよりも、むしろ実施であります。この区画整理の場合、計画を通して事業認可を取つて直ちに事業に移すと、大体詳計の方ではそれは難航して3年4年と計画を続行して、それから区画整理事業の場合は約一年間位い、この計画の工区を画面に基づいて、以後はすぐ事業化する予定であります。

5番～これらの人員は都計事業にしろ、区画整理にしろ、実施に移つた場合でもこの陣容で出来ると云う考え方でありますか、2名増員は、あるいは実施に移つた場合には、更に最つと必要であるが、こと当勢はこれだけではまにあうと云う意味ですか。

建設課長～実際に必要な場合はその事業の中で更にその事業に充当する人を採用すると云うことであります。

5番～若し、実施に移した場合にはですね、その陣容で出来ますか、それとも更に増やさなくちやいかなないと云うお考えでありますか、実施に移した場合には、その2名ふやして20名になりますね、現在はその20名より更に増やすことは考えられますか、増やす必要を感じますか、都計事業にしろ区画整理事業にしろ実施に移した場合には、20名よりも更に増員する必要を感じますか、当局においては。

建設課長～事業に入れば、その事業に応じて増員したい。

16番～建設課のはとんどが技術屋でございますし、その採用においても非常に困難をきたすと思ふんですけど、ほかの事務吏員はともかくとして、技術屋においてはその要求に都計の要求に答えるべく、早急に準備して、その人なりに又事業を身につけた方がいいと云う考え方を持ちますが、課長において御見解をお願い致します。

建設課長～只今16番議員の方から、質問があつたんですが、建設課におきましては、現在事業の計画の段階でありますので技術者として、実際にこの事業に適するかどうか、急に人員をふやすと云うこと、疑問があると思ふんです。それでそうするには現段階では一応定員もむしろ事業の方に重きをおいて、ある程度方針を決めてからの方技術者を採用したいと思つております。

5番～市長も議長もその答弁の中に計画の段階と云ふうな言葉がありましたけど、計画はあくまで実行を前提とするものであります。  
そこで、その計画は何項目までが計画であるか、何項目からは実行を見透すのであるか、その予想を一様説明してもらいます。

建設課長～この計画と申しますのは、都市計画におきましては、計画が主であります。それでその中で更に事業の着手、実施と云うことになる訳であります。それからそれと関連して、区画整理の方であります、区画整理は計画と云うよりも、むしろ実施であります。この区画整理の場合は、計画を通して事業認可を取つて直々事業に移すと、大体都計の方ではそれは継続して3年4年と計画を続行して、それから区画整理事業の場合は約一年間位い、この計画の工区を図面に基づいて、以後はすぐ事業化する予定であります。

5番～これらの人員は都計事業にしろ、区画整理にしろ、実施に移つた場合でもこの陳容で出来ると云う考え方でありますか、2名増員は、あるいは実施に移つた場合には、更に最つと必要であるが、ここ当分はこれだけでまにあうと云う意味ですか、

建設課長～実際に必要な場合はその事業の中で更にその事業に充当する人を採用すると云ふことがあります。

5番～若し、実施に移した場合にはですね、その陳容で出来ますか、それとも更に増やさなくちやいかないと云うお考えでありますか、実施に移した場合には、その2名ふやして20名になりますね。現在はその20名より更に増やすことは考えられますか、増やす必要を感じますか、都計事業にしろ区画整理事業にしろ実施に移した場合には、20名よりも更に増員する必要を確じますか、当局においては、

建設課長～事業に入れば、その事業に応じて増員したい。

5  
う～そうすると、事業に応じてと云われますが、都市計画も区画整理もすべてに計画されておるはずあります、計画された事業が実施した場合には何名位の人員が必要であると云うことは、当然それは当局の上では明らかなる数字を備えておくべきであるにかかわらず、今の市長の答弁も課長の答弁も私達として満足に思ひません、最つと詳しく擧り下げる請問して下さい、都計事業はやる気があるのか、ないのか、我々じや今の答弁じや全くそのわかりません。

總務課長～お答えします、これは軽率でござりますので、その事業に対しては、事業年度と云うのがございます、それでその事業年度の評議によつてその人員もある程度決まつて来るんじやないかと思います、それともう少しは事業に対する事業費の問題であります、その事業費を發布によつて又それも影響して来るんじやないかと思います、その点で、これは実際の計画を実施する場合においてしか、はつきり申し上げることは出来ないと。

3 問～今、貢送今の課長の御答弁で大体わかつた様であります、結局来会計年度においては、少くとも都計事業、区画整理事業はないと言ふ御見解でございますが、

總務課長～これは必要として公営事業でございますが、その政府からの公営事業を実施する場合は、現在の通則で行います。

3 問～都計事業はですね、区画整理なされていますね、少なくとも**来会計年度**にですね、城壁超債するか、或は政府の補助をあおいでやるか、或は一般会計からの現在の構成でもつて、そう云うものをあてるか、資金の拠出はどうなるかですね、計画が進んで実行に移す段階でないと云うことですか、来会計年度では。

市長～64年度では、

3 問～そう云う様な事業に段階ではないと云う訳ですね、

總務課長～本格的な都計事業と云うのは、64年度には出来ないと想います。

3 問～本格的と云うと又何か別の実施からどう云う意味ですか、

總務課長～と云いますのは、これほどの事は、都計事業は規模が相当大きいもんですから、

3 問～区画整理も同じ様なもんですか、

5 番～そうすると、事業に応じてと云われますが、都市計画も区画整理もすでに計画されておるはずであります。計画された事業が実施した場合には何名位の人員が必要であると云うことは、当然それは当局の上では明らかな数字を備えておくべきであるにかかわらず、今の市長の答弁も課長の等弁も私達として満足に思いません。最つと詳しく捕り下げて説明して下さい。都計事業はやる気があるのか、ないのか、我々じや今の答弁じや全くそのわかりません。

建設課長～お答えします。これは事業でございますので、その事業に対しては、事業年度と云うのがございます。それでその事業年度の評価によつてその人員もある程度決まって来るんじやないかと思います。それともう1つは事業に対する事業費の問題であります。その事業費を分布によつて又それも影響して来るんじやないかと思います。その点で、これは実際の計画を実施する場合においてしか、はつきり申し上げることは出来ないと。

3 番～今、只今今の課長の御答弁で大体わかつた様であります。結局来会計年度においては、少くとも都計事業、区画整理事業はないと云う御見解でございますが、

建設課長～これは必要として公営事業でございますが、その政府からの公営事業を実施する場合は、現在の運用で行います。

3 番～都計事業はですね、区画整理なされていますね、少なくとも未会計年度にですね、或は起債するか、或は政府の補助をあおいでやるか、或是一般会計からの現在の構成でもつて、そう云うものをあてるか、資金の出はどうなるかですね、計画が進んで実行に移す段階でないと云うことですか、来会計年度では。

市長～64年度では、

3 番～そう云う様な事業に段階ではないと云う訳ですね、

建設課長～本格的な都計事業と云うのは、64年度には出来ないと思います。

3 番～本格的と云うと又何か別の実施からどう云う意味ですか。

建設課長～と云いますのは、これはですね、都計事業は規模が相当大きいもんですから、

3 番～区画整理も同じ様なもんですか。

建設課長～区画整理事務も認可、それから今の計画の画面の作成とその程度にあると思います。

16番～今の問題とも関連しますが、先に休憩中の場合に市有財産の維持管理の問題が出てましたけど、渠もて今度の機構改革に当つて、市有の財産を市有財産も維持だけにとどめるべきか、或は維持管理も共なつてやらすべきかと云うふうな根本的観点をしておかなければと思います、と申し上げるのは、市有財産の管理は経営課に属して維持して、専門的管理でありますながら、~~と~~維持管理及び使用料徴収については、経営課に属していますけど、基本的にどう云うふうなお考えですか。

市長～どつちもユリにした方がいいと云うので、この名前をあげて、と場とか公営市場、はつきりしたものば、これはその隣に見てもらつて、いわゆる管理と云うと、契約や取扱が入ると思いますが、普段それは、契約はその隣でやつて取扱はここでやると云うことになると云うと、どうもやあい悪いので、始めから隣りまでユリの隣で見た方がいいと云うので、この2つの経営課にもつて行つてあります、その他ののは土地、いわゆる土地が残りますが、これは今の経営課の方で見てもつた方が便利だと思つて。

16番～只今の市長さんの御答弁は、結局、と場市場は経営課において方が管理上はいいと云うふうなお考えですか、市有財産におきましても、土地にしろ建築物にしろ、各々取扱を生むものと生まないものとがある限りであります、同じく取扱を任せ場合におきまして、各々土地にも費用はあります、と場にも市場にも使用料はありますけど、同じ取扱をうるもんについて、市有財産について、何故分けなくちやいけないのか、その辺について。

市長～事務の分業でありますので、市有財産にも、役所もそうだし、或は今そこには販売してある所の登記所、渠はその土地、今場市計画をしておる、そう云うものがありますが、これは別に経営課とのつながりと云うよりは、経営課の方でこれはやつた方がいい、あの2つはどうしても経営課との関係があるので、経営課の方で見てもらう様にしてあります。

経営課長～一寸補足申し上げます、この方はですね、とう云うふうにお尋ねになつたらいいじやないかと思ひます、同じ市有財産の中には、いわゆる城の特定目的のための營業物であると、市場と云うユリの商工業、全般の運行も含めてそう云うふうな目的の營利であると、それから今度は、と場ですか；と場の市民の保健管理、それから今度は保健關係、そう云うものも含めて、城の目的の營業物だと、それでこの目的の營業物の2つ位ですね、その目的を實現する隣に、いわゆる運営上で管理された方が一貫性があると云うことで目的の營業物だけはぬきまして、その他の市有財産は市有財産を持たすと、云うふうな発展、そう云うふうにしてこの當さ

建設課長～区画整理事業も認可、それから今の計画の圖面の作成とその程度にあると思います。

16番～今の問題とも関連しますが、先に休憩中の場合に市有財産の維持管理の問題が出来ましたけど、果して今度の機構改革に当つて、市有の財産を市有財産も維持だけにとどめるべきか、或は維持管理も共なつてやらすべきかと云うふうな根本的なことをしておかなければと思います。と申し上げますのは、市有財産の管理は総務課に属して維持して、尙市有財産でありますながら、と維持管理及び使用料徴収については、経済課に属していますけど、基本的にはどう云うふうなお考えですか。

市長～どつちも1つにした方がいいと云うので、この名前をあげて、と場とか公営市場、はつきりしたもののは、これはその課に見てもらつて、いわゆる管理と云うと、契約や徴収が入ると思いますが、普段これは、契約はその課でやつて徴収はここでやると云うことになると云うと、どうもぐあい悪いので、始めから終りまで1つの課で見た方がいいと云うので、この2つの経済課にもつて行つてあります。その他ののは土地、いわゆる土地が残りますが、これは今の総務課の方で見てもつた方が便利だとおもつて。

16番～只今の市長さんの御答弁は、結局、と場市場は経済課においた方が管理上はいいと云うふうなお考えですけど、市有財産におきましても、土地にしろ建築物にしろ、各々収入を生むものと生まないものとがある訳でありますけど、同じく収入を生む場合におきまして、各々土地にも使用はあります。と場にも市場にも使用料はありますけど、同じ収入をうるもんについて、市有財産について、何故分けなくちやいけないのか、その点について、

市長～事務の分ありますので、市有財産にも、役所もそうだし、或は今そこに貸してある所の登記所、或はそこの土地、今都市計画をしておる。そういうものがありますが、これは別に経済課とのつながりと云うよりは、総務課の方でこれはやつた方がいい、あの2つはどうしても経済課との関係があるので、経済課の方で見てもらう様にしてあります。

総務課長～一寸補足申し上げます。この方はですね、こう云うふうにお考えになつたらいいじやないかと思います。同じ市有財産の中に、いわゆる或る特定目的のための営業物であると、市場と云う1つの商工業、全般の進行も含めてそう云うふうな目的の営利であると、それから今度は、と場ですか、と場の市民の保健管理、それから今度は、産関係、そう云うものも含めて、或る目的の営業物だと、それでこの目的営業物の2つはですね、その目的を所営する課に、いわゆる運営まで管理させた方が一貫性があると云うことで目的営業物だけはねきまして、その他の市有財産は市有財産に持たすと、云うふうな分限、そう云うふうにしてこの出さ

れを渠は受けていただければ、はつきりするんじやないかと思います、

16番～今の総務課長さんのお話では、なる程すむ通ります。しかし、市有財産と云うのは、あの課でも、維持管理する、この課でも維持管理すると云うことが機構改革にともなつて、果して妥当性であるか。どうか、あくまでも市有財産と云うのは、一課でもつて、維持管理した方がうまく行くと思うんですが、それに対して御見解をお願いします。

市長～最も関連のある課で分けて持つた方が便利だとこう思うのであります、

15番～特に議会關係のですね、議会に提出するような書類を大体どの位いの人數でその目数がかかりますか。

議長～暫休憩致します。(午後5時6分)

議長～再開致します。(午後5時5分)

15番～大体どの位いかかるんですか。

総務課長～現在ですね、起案をしてこれを一応こう云うふうにプリントにして、皆様方におわたりするための人員として、どの位の人々で担当するかと云う訳ですね、この方は一応現在の議会事務局の職員全員と、それから総務課の方から4、5名；それから各部課からの何んで、その所属、所屬において、2～3名とされは案件の扱いによって、色々違いますのでと云うのは、ずっと徹夜してやらなければいけない案件もありますし、それは、そのつどの何としましても云えませんので一概に何名必要だと云うことは、すぐには云えないんじやないかと思います。  
例えば、その一例としてですね、予算などの扱いとしますと、今回の場合にでも、7～8名の人が2日間ずっと徹夜でやっています。

15番～そうしますと、今後機械を始めた場合に、その企画室でほとんど書かると云う計画であるのかどうか。

総務課長～そう云う意味じやなくて、結果成案とか、そう云うものを一応作らしてですね、すり替をすつたり、色々そう云うふうな事をするには、一応各課から増員もしてやらんと、いかないんじやないかと、総務処理方法としては、そう云う方法でしか出来ないんじやないかと思います。

16番～先の続きですけど、経済課の事務面におきましては、事務局においても農林水産業を商工観光係となつておりますが、経済課長さんにお伺いしたいんですけど、新しく経済課に1名の増となつておりますのは、あくまでも主場の維持管理と云う面を企画においての採用でございますが、経済課長さんにお願いします。

れた案は受けていただければ、はつきりするんじやないかと思います。

16番～今の総務課長さんのお話では、なる程すには通ります。しかし、所有財産と云うのは、あの課でも、維持管理する。この課でも維持管理すると云うことが機構改革にともなつて、果して妥当性であるか。どうか、あくまでも所有財産と云うのは、一課でもつて、維持管理した方がうまく行くと思うんですが、それに対して御見解をお願いします。

市長～最も関連のある課で分けて持つた方が便利だとこう思うのであります。

15番～特に議会関係のですね、議会に提出するような書類を大体どの位いの人数でその目数がかかりますか。

議長～暫休憩致します。(午後5時6分)

議長～再開致します。(午後5時18分)

15番～大体どの位いかかるんですか。

総務課長～現在ですね、起案をしてこれを一応こう云うふうにプリントにして、皆様方におわたりするための人員として、どの位の人々で担当するかと云う訳ですね、この方は一応現在の議会事務局の職員全員と、それから総務課の方から4、5名、それから各部課からの何んて、その所属、所所属において、2～3名とそれは案件の何んによつて、色々違いますのでと云うのは、ずっと徹夜してやらなければいけない案件もあるし、それは、そのつどの何んとしてでしか云えませんので一概に何名必要だと云うことは、すぐは云えないんじやないかと思います。  
例えば、その一例としてですね、予算などの何んとしますと、今回の場合にでも、7～8名の人が2日間ずつと徹夜でやっています。

15番～そうしますと、今後機構を改めた場合に、この企画室でほとんどなさると云う計画であるのかどうか。

総務課長～そう云う意味じやなくて、結局成案とか、そう云うものを一応何んしてですね、すり物をすつたり、色々そう云うふうな何をするかは、一応各課から増員もしてやらんと。いかないんじやないかと、専然処理方法としては、そう云う方法でしか出来ないんじやないかと思います。

16番～先の続きですけど、経済課の事務面におきましては、事務分担においても農林水産業と商工観光係となつておりますが、経済課長さんにお伺いしたいんですけど、新しく経済課に1名の増となつておりますのは、あくまでもと場の維持管理と云う面を念頭においての採用でございますが、経済課長さんにお願いします。

経済課長～現在は、公職市場でも、これを管理する面においては、経済課が現在もやつておりますが、徴取は今財政課がやつております。その分が又経済課に移つて来ると、それからと場の維持管理と云うことが、新しくなりますので、その面に増員されるものと解しやすくしております。

16番～維持管理及び徴取と。

経済課長～と場は、全然経済課には關係はなかつた訳ですがね、今までには、これが全部移つて、来ると云うことになります。それから一番何する面は、徴取だつたら今財政課がもつておる訳です、これで移つて来ると云うことになれば、その面の増員と云うことになります。

1番～一寸お伺いしますけど、自治法第95条の第3項に第1項の部課をもうける場合においては、法の2条第7項以下、8項の趣旨に適合し、かつ他の市町村の部課の組織との間に均衡を失なわない様に定めなければならぬと云ふうな規定がございますが、ここでこの部課減築の場合に何故消防団の組織をその中に取り入れてないかですね、その理由について一応お伺いしたいと思います。

総務課長～この方は、市町村の一般事務部局ですか、自治法で云う市町村事務の一般事務部局に含めると云う方法も一つの方法としてはあると思いますがしかし市町村自治法がなされておりますので、その方法に沿づいて、この一応は条例の認定が必要であると、そう云う類な意味から法律が自ずから自治法に基づくものじやなくて、あくまでも、消防組織法と云うふうな特定期に沿づく条例で認定すべきであると云うふうことになりますので、一応は承認においては、別にしてあります。その点、各市町村においても、これはそう云う見解で一応全部そう云うふうにしてあります。

3番～只今の提案なされております所の機構改革並びに定員増しのこの案を見た場合に、結局課長さんのお話としと、市長さんの構想と非常にマッチしてないと云うことが、うかがわれますが、その定員増しにおまかして、あの各業務分担を充分検討なされて、この定員の方は出されておるもんであるのか、或は又各課から提案なつたのを数字的に表わしてあるもんであるかですね、その点についてお伺い致します。

市長～各課から出した要求を三後課長がつて、これを良く検討して今の様にやつております。

3番～そうなつた場合に、先の財政課の場合にも問題になりましたが、現在でも徴取の方が非常に人員が足らずで困ると、是非増したいと云うことでございますが、今度の案でも人員は、全然徴取の方はしてないと云うところであります。その点について財政課とは、自ずから別個であります。

経済課長～現在は、公設市場でも、これを管理する面においては、経済課が現在もやつておりますが、徴収は今財政課がやつております。その分が又經濟課に移つて来ると、それからと場の維持管理と云うことが、新しくなりますので、その部面に増員されるものと解しやすくしております。

16番～維持管理及び徴収と、

経済課長～と場は、全然經濟課には關係はなかつた訳ですがね、今までには、これが全部移つて、来ると云うことになります。それから一番何する面は、徴収だつたら今經濟課がもつておる訳です。これで移つて来ると云うことになれば、その面の増員と云うことになります。

1番～一寸お伺いしますけど、自治法第95条の第3項に第1項の部課をもうける場合においては、法の2条第7項以下、8項の趣旨に適合し、かつ他の市町村の部課の組織との間に均衡を失なわない様に定めなければならぬと云ふうな規定がございますが、ここでこの部課設置の場合に何故消防團の組織をその中にくり入れてないかですね、その理由について一応お伺いしたいと思います。

総務課長～この方は、市町村の一般事務部局ですか、自治法で云う市町村事務の一般事務部局に含めると云う方法も一ツの方法としてはあると思いますがしかし市町村自治法がなされておりますので、その方法に基づいて、この一応は条例の設定が必要であると、そう云う様な意味から法律が自ずから自治法に基づくものじやなくて、あくまでも、消防組織法と云うふうな特定法に基づく条例で設定すべきであると云うふうことになりますので、一応は改訂においては、別にしてあります。その点、各市町村においても、これはそう云う見解で一応全部そう云うふうにしてあります。

3番～只今の提案なされております所の機構改革並びに定員増しのこの案を見た場合に、結局課長さんのお話と、市長さんの構想と非常にマッチしてないと云うことが、うかがわれますが、その定員増しにおきまして、その各業務分野を充分検討なされて、この定員の方は當されておるもんであるのか、或は又各課から提案なつたのを數字的に表わしてあるもんであるかですね、その点についてお伺い致します。

市長～各課から出した要求を三役課長集つて、これを良く検討して今の様にやつております。

3番～そうなつた場合に、先の財政課の場合にも問題になりましたが、現在でも徴収の方が非常に人員が足らず困ると、是非増したいと云うことでございますが、今度の案でも人員は、全然徴収の方はしてないと云うことであります。その点について財課徴収とは、自ずから別個であります。

して結局いくら賦課をしても、徴税がうまく掛けなかつたら、市の運営も困ると云うことになりますが、果してこれでいいかどうか調査して、その点も調整なされておりますか？

○議長～課長の要求の方では、実は振割りについては、他の方法でほとんど税収額で何額に何名と云ふうに内訳になつておりましたが、これは実際確かには出来るんだが、それでは出来んだろうと云うので、先ず徴收の方で賦課徴費に何名入り、賦課で何名、調査で何名と云ふうに一応は入戻を振り割して、もらつたらいいだろうと云うので話しをやりまして、あの場合は、課長としては今の賦課額にあわゆると云うこととも考えずに、最初は出してありましたが、最後の話し合いで、結局経計の2人を取つて除いて、後2名増員してやつていくようにしてもらいたいと云うことを私からお願ひして、どうにもこれは今度、今先のお話しのように、消防隊やその他で人員の増がずう分多いので又先きの事務分担で今までの財政課から定員内の方に移つて、そこで増す所があるし、毎年課に移る所もあるので、一応向こうの要望より3名はがまんしてもらつて、外にも仕事を移つているから、3名を増して、これでもつてやつてももらいたいと云うことを話してあるだけです。後續かい、どの課で何名にすると云う決定的な話は未だもつておりません。

○番～課長さんにお伺い致しますが、今徴税、課額、調査係に10名を大体予定されておりますが、そう云つた場合には、1人当たり徴税、課額にですね、1人で何件扱いの割合でもたすつもりであるのですね、大体首民税は大体2千何件かをさりますですね、その数ですがその分をそれから各課に於いての大体の件数は1人当たりどの位の件数になりますか？

○財政課長～各課の件数については、何名だと云うふうな、ここに分けたのは分りませんが、調査課調定額の件数として、63年度の調定額と調定件数を取つてあります。これを申し上げて参考にしたいと思います。市役の調定額は件数にしましてですね、現年度で24,327件ですね、教育課の方があります。これは19,228件です。これが現年度の件数であります。

○番～これは各期に分けてのですね、合計ですか？

○財政課長～全部併せてのです。

○番～もう一点だけ。今この率によりますと賦課額のお考え方では、徴税の方で納税の指導勧奨と云うことには、施行と云うことになつておりますが、これは主にどう云うことをする段ですか？

して結局いくら財課をしても、微税がうまく出さなかつたら、市の運営も困ると云うことになりますが、果してこれでいいかどうか調査して、その点も調整なされておりますか。

市長～課長の要求の方では、実は振割りについては、他の方法でほとんど税種類で何税に何名と云うふうに内訳になつておりましたが、これは実際書くのは出来るんだが、それでは出来んだろうと云うので、先ず微税の方で財課微取に何名入り、財課で何名、調査で何名と云うふうに一応は人員を振り割して、もらつたらいいだろうと云うので話しをやりまして、あの場合には、課長としては今の税務課にかわゆると云うこととも考えずに、最初は出してありました、最後の話し合いで、結局統計の2人を取つて除いて、後2名増員してやつていくようにしてもらいたいと云うことを私からお願ひして、どうにもこれは今度、今先のお話しのように、消防隊やその他で人員の増がずう分多いので又先きの事務分で今までの財政課から定員内の方に移つて、そこで増す所があるし、総務課に移る所もあるので、一応向こうの要望より3名はがまんしてもらつて、外にも仕事を移つてあるから、3名を増して、これでもつてやつてもらいたいと云うことを話してあるだけです。後續かい、どの課で何名にすると云う決定的な話は未だもつておりません。

3番～課長さんにお伺い致しますが、今微税、課税、調査係に10名を大体予定されておりますが、そう云つた場合には、1人当り各税、種目にですね、1人で何件位いの割合でもたすつもりであるのですね、大体市民税は大体2千何件かございますね、その数ですがその分をそれから各税種目ににおいての大体の件数は1人当りどの位の件数になりますか、

財政課長～各税種目の件数については、何名だと云うふうな、ここに分けたのは分りませんが、調査後調定額の件数として、63年度の調定額と調定件数を取つてあります、これを申し上げて参考にしたいと思います。市税の調定額は件数にしましてですね、現年度で24,827件ですね、教育税の方があります。これは19,228件です。これだけ現年度の件数であります。

3番～これは各期に分けてのですね、合計ですか、

財政課長～全部併せてのです。

3番～もう一点だけ、今この案によりますと税務課のお考えでは、微税の方で納税の指導督励と云うことと、施行と云うことになつておりますが、これは主にどう云うことをやる訳ですか、

財政課長～指導監助と色々、今までに申し上げておりますが、今度新しい納税  
課長がありますので、納税課間をもうけると云つた事はもち論であります  
が、新しく今度は各部落を単位とした納税組合と云うものを組織  
してもららぬうと、そう云う場合に各区に行つての説教をなして、税  
の賦課の説明とかと云うことに相應連してやつております。

3番～納税課がやるべき微税係の方がやるべきもんであるか、或は、もう少し深く賦課の方でやるべき面でありますか？

財政課長～それは微税だけではなくて、賦課のこともありますので、適當な人、  
いわば賦課の場合は課税の方ですか、課税の方については、  
微税の方、しかし各係だけ行つてはいけないと思いますので、2～3  
名位行つて話し合いをしてやりたいと考えております。

3番～市長さんにお伺いしますが、その税問題でございますが、直野市当局におかれましては、税の根本問題として微税の方を微税と云うこと  
を重視か或は納税の方を重視においてやられる考え方であるか、税と云  
うものは納めるべきものであるか、取るべきもんであるかと云う様な  
根本的問題を一寸、その方針を。

市長～どうしても納税が大きな主体になるべきだと思います、やむえないも  
のを微税でこちらでやると云うふうな考え方であります。その納税が  
うまくいくには、もちろん正当な賦課をやらないと云うとこれは、まず  
いじやないかとこう思います。

3番～納税を皆なに徹底させるとには、どう云う様な、その係でどう云う  
様に実施されるかと云う様な、御答弁は只今納税課の納税の指導監助と云  
う面だけの業務であるか、單なる微税係がですね、それだけ指導  
監助をやると云う様な根本の方針でこれだけの係でさせようと云う誤解ですか、  
重点的に他にもですね、そう云うのを配置されて指導面で税  
を納めるべきもんだと云う様な方法で重点的にそれをやられていくと  
云うお考え、そう云う中で今度の賦課の業務分掌の申においとまれて  
あるかどうか、

市長～部落についての指導課がですか？

3番～だから根本的方針はですね、納税が主だと、取るべきものは取るべき  
だと云う考え方である様であります。そう云う場合に仕事登録の面  
から云いますと、どの部面で重点をおかれてやられるお考え方であるか  
と、

市長～これは重点と云うことになると、何時でも重点になりますが、人員の

財政課長～指導賞勵と色々、今までに申し上げておりますが、今度新しい納稅変更がありますので、納稅週間をもうけると云つた事はもち論であります。新しく今度は各部落を単位とした納稅組合と云うものを組織してもらおうと、そう云う場合に各区に行つての懇談をなして、稅の財課の説明とかと云うことに相関連してやつております。

3番～微稅課がやるべき微稅係の方がやるべきもんであるか、或は、もう少し深く財課の方でやるべき面でありますか。

財政課長～それは微稅だけでなく、財課のこともありますので、適當な人、いわゆる財課の場合については課稅の方ですか、微稅の方については、微稅の方、しかし各條だけ行つてはいけないと私は思いますが、2～3名位行つて話し合いをしてやりたいと考えております。

3番～市長さんにお伺いしますが、その稅問題でございますが、宜野湾市当局におかれましては、稅の根本問題として微稅の方を微稅と云うこととを目標か或は納稅の方を重きにおいてやられる考え方であるか、稅と云うものは納めるべきものであるか、取るべきもんであるかと云う様な根本的問題を一寸、その方針を。

市長～どうしても納稅が大きな主体になるべきだと思います。やむえないものを微稅でこちらでやると云うふうな考え方であります。その納稅がうまくいくには、もち論正当な財課をやらないと云うとこれは、まずいじやないかとこう思います。

3番～納稅を皆なに徹底させるためには、どう云う様な、その係でどう云う様に実施されるかと云う様な、御答弁は只今微稅課の納稅の指導賞勵と云う面だけの業務であるか、單なる微稅係がですね、それだけ指導賞勵をやると云う様な根本の方針でこれだけの係でさせようと云う訳ですか、重点的に他にもですね、そう云うのを配置されて指導面で稅を納めるべきもんだと云う様な方法で重点的にそれをやられていくと云うお考え、そう云う中に今度の財課の業務分担の中においこまれておるかどうか、

市長～部落についての指導面がですか、

3番～だから根本的方針はですね、納稅が主だと、取るべきものは取るべきだと云う考え方ある様であります。そう云う場合には事務分担の面から云いますと、どの部面で重点をおかれてやられるお考えであるかと、

市長～これは重点と云うことになると、何時でも重点になりますが、人員の

振り幅は必ずから多く記載すべきものと、少なく記載すべきは、最も  
も技術と云うのは、それはやむをえない場合納期は絶対、どなたも同じ  
様にやつて行かなけりやなりませんが、それがうまく行くには最も  
公正な審査を負担する所の住民が納得の行く様になれば、自から私は  
これだけが当然納めるべきとなれば、前段の成績も上がると想う訳  
です、最も大事なのは、その賦課、調査、ここに入員が多く手が入  
るんじやないかとこう思う訳であります。

3番～もう一点だけですが、今の固定の方はどの様、徴収係でやつておられるんですか、賦課係でやつておられるんですか、

財政課長～調査は賦課の方でやつております。

3番～賦課、賦課係職員が調査をやつておるもんですか、課長が調査をやつ  
つておるもんですか、

財政課長～数字の額の計算などは、課長、他の係がやつて、

3番～一応賦課した以上はですね、責任もつて、これは取るべきですよ、そ  
の併んで一職員が調査がどうだからと云うて直々腰なんかはおさせ  
ておるもんか、或は、いちいちそう云う場合には、たゞえ間違いでも  
課長の決裁を受けておなしておるか、

財政課長～はい、間違いがあると云う場合は調べてやつております。

19番～本道調査で、現在1名と云う障壁になつて、今度3名増員と云うこ  
とになつておりますが、現在の状況を見ますと技術員が4名、事務員  
が12名、この技能者云うのは、いわゆる配管工ですか、

水道課長～職工です。

19番～職工ですね、技術者が1名で新しく増えるのが事務員があと2人で、  
更に事務員が2人、技術者が1人増える訳でそれども、現在、がん  
ばつて大分増えたと思いますが、件数は相伴位ありますか、

水道課長～現在の件数は1月目で9、010件です。

19番～9、010件ですか。この事務員がですね、2名あります、ど  
う云うふうに内定を振り替えてありますか、職員2人揃えてですね、  
14名と云うことになりますが、

水道課長～現在の所は、会計が1名、それに事務の方で固定、課長そう云う面

振り割は自ずから多く配置すべきものと、少なく配置すべきは、最も微税と云うのは、これはやむをえない場合納税は是非、どなたも同じ様にやつて行かなければなりませんが、それがうまく行くには最も公正な各税を負担する所の住民が納得の行く様になれば、自から私はこれだけが当然納めるべきとなれば、納税の成績も上ががると思う訳です。最も大事なのは、その財課、調査、ここに人員が多く手が入るんじやないかとこう思う訳であります。

3番～もう一点だけですが、今の調定の方はどの課、微税係でやつておられるんですか、賦課係でやつておられるんですか、

財政課長～調定は賦課の方でやつております。

3番～賦課、賦課係職員が調定をやつておるもんですか、課長が調定をやつておるもんですか、

財政課長～数字の額の計算などは、課長、他の係がやつて、

3番～一応賦課した以上はですね、責任もつて、これは取るべきですよ、その何んで一職員が調定がこうだからと云うて直々帳簿なんかはおさせておるもんか、或は、いちいちそう云う場合には、たとえ間違いでも課長の決裁を受けてなおしておるか、

財政課長～はい、間違いがあると云う場合は調べてやつております。

19番～水道関係で、現在19名と云う陳容になつて、今度3名増員と云うことになつておりますが、現在の状況を見ますと技術屋が4名、事務員が12名、この技能と云うのは、いわゆる配管工ですか。

水道課長～職工です。

19番～職工ですね、技術者が4名で新しく増えるのが事務屋があと2人で、更に事務屋が2人、技術者が1人増える訳ですけれども、現在、がんばつて大分増えたと厚いますが、件数は何件位ありますか。

水道課長～現在の件数は5月末で3,010件です。

19番～3,010件ですか、この事務分野がですね、14名おりますが、どう云うふうに内訳を振り分けてありますか。結局2人増えてですね、14名と云うことになりますが、

水道課長～現在の所は、会計が1名、それに事務の方で調定、微税そろ云う面

で 5 名あります、それに検しん係が 2 名、

19番～現在数 3,010 件となりました場合に技術者が 5 名と云うことになりますと、大体範米のこの仕事のあり方からしてですね、このそう云つた下請負業者があつて、その下請業者に請負わせたのが、現在までの状態だつたんですが、果して将来 5,000 件位になつても、果してこの 5 名と云う技術者がいるかどうかですね、その技術者と云う範囲がどの程度の技術者かですね、

水道課長～測量、設計そろ云う専門的な技術職と云うのは、大体 3 名ですね、それで他の 2 人はその技術補といいますか、そろ云う職でございます

19番～先き集金人の 1 人ずつ職員として、水道課における職なんですが、この集金人の件で他の方は、手段なり考え方されたことはございませんか、

水道課長～議会の毎年度の定期議会で集金人の業務の件で何時も聞かれる職であります、現在の所は、別に方法は考えておりません、何故かと申しますと、公金の取り扱いについては、市町村の自治法の 175 条です、175 条の第 3 項は市町村は公金の収取、若しくは支給の権限を私の団体、若しくは個人に委託し、若しくはその権限をこちらのものをして行わせ、又はこれらのものをして、何々と統いておりますが、公金の収取に因る場合はならないと、こう云う規定もございますしその他で、個別書きがございまして、公営金業法にうたわれております所の特例がございますが、その公営金業法は施行されておりますが又その施行規則が出来ておりません、それでこの集金人にかわる別の方法は現在各市町村は、今後この施行規則が決まつたら、研究し合つてやつて行こうとこう云う今の現状であります。

3 番～収穫係の事務分担の中にですね、既その他諸取入の収取に関する事項とありますが、その諸取入の中には、印かん証明料なんかも含んでいますか、含んでいますか、

財政課長～取り扱いの何んであります。

3 番～諸取入に関する事項となつておりますが、このその他の中に印かん証明料も含んでいますか、庶務係の事務分担のですね、庶務係のその項目に証明料も取入役への割付に関する事項までも書かれているが、それと関連した場合に取るのと、納めるのとは、別個と云う様な御承を受けてます、その辺は、

財政課長～取り扱いは、印かん証明料とか、或は手数料ですね。戸籍調査とか住民登録係ですね、そろ云つたものは、その際でもつてやつてもらつております。

で5名おります。それに検しん係が2名、

19番～現在数3,010件となりました場合に技術者が5名と云うことになりますと、大体従来のこの仕事のあり方からしてですね、このそう云つた下請負業者があつて、その下請業者に請負せたのが、現在までの状態だつたんですが、果して将来5,000件位になつても、果してこの5名と云う技術者がいるかどうかですね、その技術者と云う範囲がどの程度の技術者かですね、

水道課長～測量、設計そろ云う専門的な技術屋と云うのは、大体3名ですね、それで他の2人はその技術補といいますか、そう云う訳でございます

19番～先き集金人の1人ずつ職員として、水道課における訳なんですが、この集金人の件で他の方法、手段なり考えられたことはございませんか。

水道課長～議会の毎年度の定期議会で集金人の業務の件で何時も聞かれる訳であります、現在の所は、別に方法は考えておりません。何故かと申しますと、公金の取り扱いについては、市町村の自治法の175条です。175条の第3項で市町村は公金の微取、若しくは支出の権限を私の団体、若しくは個人に委託し、若しくはその権限をこちらのものをして行わせ、又はこれらのものをして、何々と親いておりますが、公金の微取に関与させてはならないと、こう云う規定もございますしその中で、但し書きがございまして、公営企業法にうたわれております所の特例がございますが、その公営企業法は施行されておりますが又その施行規則が出来ております。それでこの集金人にかかる別の方法は現在各市町村は、今後この施行規則が決まつたら、研究し合つてやつて行こうとこう云う今の現状であります。

5番～微税係の事務分の申にですね、税その他諸取入の微取に関する事項とありますが、その他諸取入の申には、印かん証明料なんかも含んでいますか、含んでいますか。

財政課長～取り扱いの何んであります。

5番～諸微取に関する事項となつておりますが、このその他の中に印かん証明料も含んでいますか、庶務係の事務分のですね、住民係のその項に証明料も取入役への納付に関する事項までも書かれているが、それと関連した場合に取るのと、納めるのとは、別個と云う様な印象を受けますが、その辺は。

財政課長～取り扱いは、印かん証明料とか、或は手数料ですね、戸籍関係とか住民登録関係ですね、そう云つたものは、その課でもつてやつてもらつております。

5番～総務課におたずね致しますが、以前は印かん証明の交付を受けるときに、証明料を財政課の方に納めてから納めた印しの紙切れを持って来て取つていたんですか。現在はそう云ふようにやつていない様に見受けますが、やつていませんか。それはもしやつていなければ廃止した理由はありませんか。

総務課長～只今の件は、ずっと以前の方は一応証明などを交付する場合に、その交付証明に並づく証明手数料ですか、この方は直接本人が、いわゆる納の方に納めて、納の所で証明料は間違いなく収納致しましたと今度は印を元の証明交付係に預わしてその証明交付係にそれによつて今度は証明に捺印をして交付すると云うふうな方法を取つておりましたが、しかしこれについて、前議会の方で、特に毎日の1本化、住民へのサービスの改善と云うふうな意味から、住民から大変これは、非常に率直がさくそうしておると、云うふうな声もあつて、不便さを感じておると云うふうな世論から、議会からも要望がございまして、毎日を1本化すると。そして市民は一応証明交付係でしたら、そこに来れば最後まで全部。そこでしてあげると云うふうなサービス改善をすると云うふうな理由から問題の取り扱いに変えてあります。

6番～水道課長へ一寸質問致します。水道料金、集金人がおりますが、こればどの課に属しますか。

水道課長～業務係の方へ入つております。

7番～業務係は11名となつておりますが、最近こう云う様な状況をみみにする訳です、ちようど時期的にこの設置断水と云う時期に、その水道料金を3ヶ月も4ヶ月も1回に集金すると云う実状がある様であります。話べて、この理由はどう云う理由でこうなつておるか、人員不足で3ヶ月分或は4ヶ月分も1回に集金するのか、或は又集金に行つたけれども、いかなくてこのままになつておるのか、或は1回行つたきりもう暫く行かずに、ちようど3ヶ月分或は4ヶ月分たまつたと、こう云つた面からして人員が実際にして不足であるかどうかと。

水道課長～有りがとうござります。こう云う問題は今までも相当ございました。しかしながら実際でこう回答をして見た場合には集金人は毎月収取には行つておる様なんです。その家でいの事情によつて、その会われないと云うことがある様なんとして、これを一々やつております。水かけ論になります。それでこう云う現在1人でも0点～80点位受けもつておりますが、未だ未だ余裕はあると思つておりますので、この徴収もれを云えども、整理するとこう云う意味で、滞納整理係を置きたいとこう考えておる様なんです。何故かと申しますと、実際に集金人が行つて実際に行かなかつたと、収取出来なかつたと云うこと

5 番～総務課におたずね致しますが、以前は印かん証明の交付を受けるとき  
に、証明料を財政課の方に納めてから納めた印しの紙切れを持って来て  
取つていたんですか。現在はそう云うふうにやつていない様に見受け  
ますが、やつていませんか。それはもしやつていなければ廃止した  
理由はありませんか。

総務課長～只今の件は、ずっと以前の方は一応証明などを交付する場合に、そ  
の交付証明に基づく証明手数料ですか、この方は直接本人が、いわゆ  
る所で証明料は間違なく収納致しましたと  
今度は印を元の証明交付係に回してその証明交付係はそれによつて  
今度は証明に捺印をして交付すると云うふうな方法を取つておりました。  
がしかしこれについては、前議会の方で、特に総日の1本化、住  
民へのサービスの改善と云うふうな意味から、住民から大変これは、  
非常に事務がさくそうしておると、云うふうな声もあつて、不便さを  
感じておると云うふうな世論から、議会からも要望がございまして、  
総日を1本化すると、そして市民は一応証明交付係でしたら、そこに  
来れば最後まで全部、そこでしてあげると云うふうなサービス改善を  
すると云うふうな理由から問題の取り扱いに変えてあります。

8 番～水道課長へ一寸質問致します。水道料金、集金人がおりますが、これ  
はどの課に属しますか。

水道課長～業務係の方へ入つております。

8 番～業務係は11名となつておりますが、最近こう云う様な実状をみみに  
する訳です。ちようど時期的にこの設備断水と云う時期に、その水道  
料金を3ヶ月も4ヶ月も1辺に集金すると云う実状がある様であります。  
總べて、この理由はどう云う理由でこうなつておるか、人員不足  
で3ヶ月分或は4ヶ月分も1辺に集金するのか、或は又集金に行つた  
けれども、いなくてこのままになつておるのか、或は1回行つたきり  
もう暫く行かずに、ちようど3ヶ月分或は4ヶ月分たまつたと、こう  
云つた面からして人員が実際にこれで不足であるかどうかと。

水道課長～有りがとうございます。こう云う問題は今まで相当ござります。  
しかしながら実際にこう調査をして見た場合には集金人は毎月微額に  
は行つておる訳なんです。その家ていの事情によつて、その会われな  
いと云うことがある訳なんとして、これを一々やつておりますと、  
水かけ論になります。それでこう云う現在1人で600～800件受  
けもつておりますが、未だ未だ余ゆうはあると思つておりますので、  
この微額もれを云えども、整理するとこう云う意味で、滞納整理係を置  
きたいとこう考えておる訳なんです。何故かと申しますと、實際に集  
金人が行つて實際に行かなかつたと、微額出来なかつたと云うこと

滞納整理係が又賃促状を発して、それで一々その教訓にまわると云うことによつて、その終身人と滞納整理係のお互にけん制策が出来るとこう云う意味で滞納整理係を置きたいとおこう考えておる訳でござります。

3番～この当前の滞納整理と云う場合にですね、この人員を強化して、いわゆる集金人の人員を強化して、毎月毎月集金出来るような体制は出来ないもんかと、それはたまれば2ヶ月も3ヶ月も4ヶ月もたまつて、たまれば取ればいいと、それでも払わなければもう滞納処理をするとして云う法的根拠に持つて行く訳ですが、実際こう聞いて見ると云うと、毎月は来ていないような状態なんです、こう思ひますけれども、それで実際にこれを執行する場合には、ほんとにこの人員が不足であるのですね。

水道課長～この件は別の市町村をにらみ合せて、いつも充分気を配はつておるつもりでございますが、現在の所はまだ職員の詰めまでは行つてないと思うつております。

3番～只今の質問とも関連しますが、先き課長さんが市町村の1ツの業務は個人には出来ないと云うことをお話ししておりましたが、

水道課長～あたりまえの勤務時間じやないかとこう思つております、しかしながら可能な範囲内において、法にもあるいは又個人の権利にもしん害しない方法を見つけたいと思つておりますが、必ず法律必經この件も公営企業法執行規則が決まれば、充分論議をつくされて、法に根れない新しい方針があみ出せるんじやないかと、こう思つておりますが、これが決まり次第に未だそぞろがりながら決まります。現在の段階では未だそこまではふみきつておりません。

3番～今課長さんがおつしやるのは、法が出来るのを待つておられるんですが法自体が母法が出来て執行が出来ないと云う面でそれを待つと、何時になるか、2年後になるか、3年後になるか、分からんのを待つと云うことは今1番水道料金の教訓が悪いと、或はこの決算の共かせなんかは、土曜日或は日曜日しかおらんのを公営員で済るが故に、何時以後もおらんと、或は土曜日、日曜日は勤務は出来ないと云うのである程度この公営員勤務したら、月曜日は休むとか、そう云う面で運営の面で出来るんじやないかと思うんだが、そう云う面でやれば、この教訓成績も上ると思うんですが、そう云う面で未だ研究なされてないですか。

水道課長～そうであります、月曜日に出勤をして被服をすると、或は又朝も9時、10時まで集金をすると云うことになれば、これほど当然成績が上

滞納整理係が又督促状を発して、それで一々その徴収にまわると云うことによつて。その集金人と滞納整理係のお互にけん制策が出来るとこう云う意味で滞納整理係を置きたいとおこう考へておる訳でござります。

8 番～この出納の滞納整理と云う場合にですね、この人員を強化して、いわゆる集金人の人員を強化して、毎月毎月集金出来るような体制は出来ないもんかと、それはたまれば2ヶ月も3ヶ月も4ヶ月もたまつて、たまれば取ればいいと、それでも払わなければもう滞納処分をすると云う法的根拠に持つて行く訳ですが、実際こう聞いて見ると云うと、毎月は来ていよいよ状態なんです。こう思いますけれども、それで実際にこれを執行する場合に、ほんとにこの人員が不足であるのかですね。

水道課長～この件は別々市町村をにらみ合せて、いつも充分気を配はつておるつもりでございますが、現在の所はまだ職員の栓数までは行つてないところ思つております。

3 番～只今の質問とも関連しますが、先き課長さんが市町村の1つの業務は個人には出来ないと云うことをお話しておりましたが、

水道課長～あたりまえの勤務時間じゃないかとこう思つております。しかしながら可能な範囲内において、法にもあるいは又個人の権利にもしん害しない方法を見つけたいと思つておりますが、必ず公営企業この件も公営企業法執行規則が決まれば、充分論議をつくされて、法に振れない新しい方法があみ出せるんじやないかと、こう思つておりますが、現在の段階では未だそこまではふみきつております。

3 番～今課長さんがおつしやるのは、法が出来るのを待つておられるんですが法自体が母法が出来て執行が出来ないと云う面でそれを待つと、何時になるか、2年後になるか、3年後になるか、分からんのを待つと云うことは今1番水道料金の徴収が悪いと、或はこの夫婦の共かせぎなんかは、土曜日或は日曜日しかおらんのを公務員であるが故に、5時以後もおらんと、或は土曜日、日曜日は勤務は出来ないと云うをある程度この日曜日勤務したら、月曜日は休むとか、そう云う面でも運営の面で出来るんじやないかと思うんだが、そう云う面でやれば、この徴収成績も上ると辰うんですが、そう云う面は未だ研究なされてないです。

水道課長～そうであります。日曜日に出勤をして徴収をすると、或は又晚も9時、10時まで集金をすると云うことになれば、これは当然成績が上

がると云うことは、はつきりしております。しかしながら、その点が未だ未だ疑問がありますので、こう云う問題は、各市町村とも関連性を取つて、政府にも再三施行規則の早期施行を要請しております。これは近い内又出来ると思いますが、現在の所は出来ないと思つております。

議長～暫く休憩致します。(午後5時6分)  
議長～再開致します。(午後5時18分)

議長～議案第20号と議案第21号は、質疑の段階において総統審議と致します。

議長～次は議案第22号宜崎市消防団条例の設置についてを上掲致します。本案は質疑の段階において総統審議になつておりましたので、引き続き質疑を願います。

5番～第2条について、2項の条文について、質問致します。消防団長は、消防団の推せんに基づき云々となつておりますが、消防団の推せんと云う方法、例えば団員が10名いた場合には、全員の推せんになるんですか、過半数の推せんであるのか、

鶴谷課長～これは自治法の中に今までございました、区長の区民の推せんとか云うふうな立法実用語をございましたが、あれとも同様して、非常にむつかしいものであります。只消防組織法の第15条第3項の方にははつきり法でもつて、それは御示されておりますので、一応こう云う条文体系になつておりますが、推せん方法とか、そう云うものについては、条例が出来て、その施行と云う段階で一応検討しなけりやいかんじやないかと云うふうに考えております。しかし方法としては、いくつもあると思いますが消防団がどの当初の場合には、該局消防団を任命するこの消防団長が未だ生れないと、云うふうなことですが、しあしてちらの場合は現在消防隊にもござりますので、その隊長が専門的に団長に就わると云うことと、体制上は別に何もないと思います。一応は推せん形式については、これから研究したいと思ひます。

5番～それから消防団長の任期に関する規程は見受けられませんですが、これはない方がいいですか、任期は、

鶴谷課長～消防組織法に添づく職員でございますが、これは一応地方公務員に準ずると云うふうなことになつております。それで任期を有する特別職じやなくて、あくまでも行政職でありますので、それも任期を云うことは公務員の身分保障を云うふうを國からも法律上にも別に任期を定めなければ、いかんと云う規程はございませんので、うたわない方がいいじやないかと思つております。

がると云うことは、はつきりしております。しかしながら、その点が未だ未だ疑問がありますので、こう云う問題は、各市町村とも連携を取つて、政府にも再三施行規則の早期施行を要望しております。これは近い内又出来ると願いますが、現在の所は出来ないと思つております。

議長～暫く休憩致します。(午後5時6分)  
議長～再開致します。(午後5時18分)

議長～議案第20号と議案第21号は、質疑の段階において総統審議と致します。

議長～次は議案第22号宜野湾市消防団条例の設置についてを上提致します  
本案は質疑の段階において総統審議になつておりましたので、引き続き質疑を願います。

5番～第2条について、2点の条文について、質問致します。消防団長は、消防団の推せんに基づき云々となつておりますが、消防団の推せんと云う方法、例えば員員が10名いた場合には、全員の推せんになるんですか、過半数の推せんであるのか。

総務課長～これは自治法の中に今までございました、区長の区民の推せんとか云うふうな立法実用語をございましたが、あれとも関係して、非常にむつかしいものであります。只消防組織法の第15条第3項の方にはつきり法でもつて、これは例示されておりますので、一応こう云う条文体系になつておりますが、推せん方法とか、そう云うものについては、条例が出来て、その施行と云う段階で一応検討しなけりやいかんじやないかと云うふうに考えております。しかし方法としては、いくつもあると思いますが消防団がどの当初の場合には、結局消防団を任命するこの消防団長が未だ生れないと、云うふうなことですが、しかしこちらの場合は現在消防隊にもございますので、その隊長が必然的に団長に変わると云うこと、体制上は別に何もないと思います。  
一応は推せん形式については、これから研究したいと思います。

5番～それから消防団長の任期に関する規程は見受けられませんですが、これはない方がいいですか、任期は。

総務課長～消防組織法に基づく職員でございますが、これは一応地方公務員に準すると云うふうなことになつております。それで任期を有する特別職じやなくて、悪くまでも行政職でありますので、それも任期と云うことは公務員の身分保障と云うふうな面からも法律上にも別に任期を定めなければ、いかんと云う規程はございませんので、うたわない方がいいじやないかと思つております。

9番～定めて支障があると云うことの問題じやなくて、

鶴留課長～定めて支障があると云うことの問題じやなくて、法律上任期を有する消防団長をおけと云う規程がございまして、候補任期を定めるることは、妥当じやないと思つております。

議長～質休憩致します。(午後5時22分)

議長～再開致します。(午後5時24分)

3番～これは全般的に市の財政から出すべきものであるか、或是はある程度の寄附行為をお願いして、そう云う面の運営方法は出来ないもんですかですね。

鶴留課長～運営の方法としては、ありますると思いますが、しかし、これはあくまでも市の行政の一端でございますので、原則的には市財源で行うべきだと思つております。

議長～質休憩致します。(午後5時40分)

議長～再開致します。(午後5時54分)

16番～第2条のこの条文の問題ですけど、消防団長が消防団の推せんに並づき市長が、後段の場合には任命権があると云うことになつていてますけど、その場合はどうなりますか、第4条の**廃成**と云う面の他の場合はどう云う様な見解でございますか。

鶴留課長～これは2ヶ所間違すると思っております、この条例で非常にこの皆様方が今お感じになつておられると思いますが、消防組織法自体においてこうなつております、それで一応とも裁判所の裁判、色々市行政の機構としては、一寸とそこに民間が今までは並いますが、この方は先の都道設置条例とも關係していく訳ですが、先程の場合には、いわゆる特別立法に基づく権利であると云うことで、当然それを特別条例で定めるべきだと云うふうなことも御説明申し上げましたが、一応一般事務部局に含めますと、当然自治法の規程によると任命権を市長以外に出来ないと云うことになりますが、この場合には法でもつて、そう云うふうなことによつております。但し、4条との関連を当然当然にそういう云う間違があると思います。

8番～第6条の定数の所でありますけれども、常勤の場合23名となつておりますね、これは現在の消防隊としては、どう云うふうになつておりますか。

鶴留課長～この6条の方は、現在の政府が示した消防隊の標準に対する基準でござ

5 番～定めて支障があると云うことの問題じやなくて。

総務課長～定めて支障があると云うことの問題じやなくて、法律上任期を有する消防団長をおけと云う規程がございませんので、結局任期を定めることは、妥当じやないと思つております。

議 長～暫休憩致します。(午後5時22分)

議 長～再開致します。(午後5時24分)

3 番～これは全般的に市の財政から出すべきもんであるか、或はある程度の寄附行為をお願いして、そう云う面の運営方法は出来ないもんですかですね。

総務課長～運営の方法としては、ありうると思いますが、しかし、これはあくまでも市の行政の一環でございますので、原則的には市財源で行うべきだと思つております。

議 長～暫休憩致します。(午後5時40分)

議 長～再開致します。(午後5時54分)

16番～第2条のこの条文の問題ですけど、消防団長が消防団の推せんに基づき市長が、後段の場合には任命権があると云うことになつていてますけど逆の場合はどうなりますか、第4条の裏と云う面の逆の場合はどう云う様な見解でございますか。

総務課長～これは2つ相関連すると思つております。この条例で非常にこの皆様方が今お感じになつておられると思いますが、消防組織法自体においてこうなつております。それで一応どうも役所の機構、色々市行政の機構としては、一寸とそこに疑問が今度は起りますが、この方は先の部課設置条例とも關係してくる訳ですが、先程の場合には、いわゆる特別立法に基づく機轉であると云うことで、当然それを特別条例で定めるべきだと云うふうなことも御説明申し上げましたが、一応一般事務部局に含めますと、当然自治法の規程によると任命権を市長以外に出来ないと云うことになりますが、この場合には法でもつて、そう云うふうなことによつております。但し、4条との関連も当然必然的にそう云う関連があると思います。

8 番～第6条の定数の所でありますけれども、常勤の場合11名となつておりますね、これは現在の消防隊としては、どう云うふうになつておりますか。

総務課長～この6条の方は、現在の政府が示した消防隊の陳容に対する基準でさ

ざいますが、これは大型消防車一台に対して、最少4名が配置されております。大型消防車一台に対して最少4名、この方は運転、機械、操作一人、それから機械から、あげたり、しめたりするするポンプ操作が一人、それから今度はワッサキを持ちをして、火災現場につつ込んで行く駆逐、結局一台に対して、最少4名の基準がございますが、現在そうしますと、大型消防車が3台と云うことになりますと、12名それに今度は指揮官がおつて、結局12~13名と云うのがある程度基準に示めされたほんじやないかと、しかしこの11名と云うのは1店は基準的には、そう云うふうなことになりますけれども、現在の本市の機械、或は機械の体系からしても、この基準しか今の所は、条例においても定められないほんじやないかと云うふうな見解であります。

- 8番～第2項ですね、非常勤の団員、これは82名となつておりますが、現在大型車各3台と手引き2台、計4台となつておりますが、この団員もいわゆる予算ともに~~付~~み合せもあるでしょうが、その数で良いかどうか。

総務課長～それは条例によつて定めるこの額が一応その範囲と包含しております、非常勤の場合にこの班長と団員と云うのがござりますが、この方はいわゆる消防本部に直属する職員であります、非常勤の直属する班長、団員はですね、それからその次の分団長と分団員は、結局本部に直属じやなくて、地域における消防組織と云うふうな見方でござりますが、班長、団員の場合には現在考えられているのが、該所の実員この人々の中から非常勤の隊員を任命しておると、それから消防庁~~廻~~附近から隊員の本部づきの非常勤を雇いたいと云うのが、この82名になります。それから分団長は各区に一人、分団長を雇ふとするとそれから分団員の方は、これは特殊地域、特に市外地当りについては一区、大体5~10名位の団員を常時自衛消防として組織させると、その他については、この兼組としては今うたつてございません。

- 9番～もう一度お伺いしますが、この条文の団員が11名となつておりますけれども、課長さんの御理解になりますと云うと大型消防車が3台とそれで1台につき4名と云うことになつて、結局12名と云うことになりますけれども、ここでは結局11名、1人不足と云うことになりますが、この常勤の現在のこの隊員の中にも人間である以上色々とその特殊な仕事が条件がありはしないかと思うんですが、その場合に消防執行に当つてですね、その定数で充份まに食うかどうか、

総務課長～これ辻確かにおつしやる通りでござります。この11名のこの条例による定数は決定してございますが、後で予算審議していくたゞく場合にその実数が固ると思いますけれども、採用するのは9名でござります、それで9名で果して消防隊の全責任がおれるかどうか、或は個人

ざいますが、これは大型消防車一台に対して、最少4名が承認されております。大型消防車一台に対して最少4名、この方は運転、機械、操作一人、それから機械から、あげたり、しめたりするするポンプ操作が一人、それから今度はツツサキを持ちまして、火災現場につつ込んで行く職務、結局一台に対して、最少4名の基準がございますが、現在そうしますと、大型消防車が3台と云うことになります、12名それに今度は指揮者がおつて、結局12~13名と云うのがある程度基準に示めされた何んじやないかと、しかしこの11名と云うのは1応は基準的には、そう云うふうなことになりますけれども、現在の本市の機能、或は機能の体系からしても、この程度しか今の所は、条例においても定められないんじやないかと云うふうな見解であります

- 8 番～第2項ですね、非常勤の団員、これは82名となつておりますが、現在大型車ざ3台と手引き1台、計4台となつておりますが、この団員もいわゆる予算とともにくみ合せもあるでしょうが、その数で良いかどうか。

総務課長～それは条例によつて定めるこの何が一応その範囲と包含しております。非常勤の場合にこの班長と団員と云うのがございますが、この方はいわゆる消防団本部に直属する職員であります。非常勤の直属する班長、団員はですね、それからその次の分団長と分団員は、結局本部に直属じやなくて、地域における消防組織と云うふうな見方でございますが、班長、団員の場合には現在考えられているのが、彼所の吏員この人々の中から非常勤の隊員を任命しておると、それから消防庁附近から隊員の本部づきの非常勤を雇いたいと云うのが、この22名になります。それから分団長は各区に一人、分団長を何んしておるとそれから分団員の方は、これは特殊地域、特に市外地当りについては一区、大体5~10名位の団員を常時自衛消防として組織させると、その他については、この実績としては今うたつてございません。

- 8 番～もう一度お伺いしますが、この条文の団員が11名となつておりますけれども、課長さんの御説明になりますと云うと大型消防車が3台とそれで1台につき4名と云うことになつて、結局12名と云うことになりますけれども、ここでは結局11名、1人不足と云うことになりますが、この常勤の現在のこの隊員の中に人間である以上色々とその特殊な仕事が条件がありはしないかと思うんですが、その場合に消防執行に當つてですね、その定数で充分まに合うかどうか。

総務課長～これは確かに一つやる通りでございます。この11名のこの条例による定数は決定してござりますが、後で予算審議していただく場合にその実数が出ると思いますけれども、採用するのは9名でございます。それで9名で果して消防隊の全責任がおえるかどうか、或は個人

には、事故もありますし、そう云うことも考え方ですが、一応これ  
景とも消防の整備しておる軍などの機構を御説明申し上りますと大体  
一一台に対して、4～5名を想定して、それをいわゆる消防の場合で通  
夜班行うございますが、交代体制でやつてその陣容における2倍の  
人員が消防の隊員でございます。そうしますと、こちらの場合に  
2名とした場合に24名が普通の機構だと、しかし民間においては  
そう云うふうな2重体制の確立を云うことは、とうてい不可能である  
とそれでこの11名の警戒部に不可能であります。しかしそれに備  
えて専門のない様な、例えば事故が出来た場合には、その事故が出  
た際急手配をするなり、そういう方法でおそないはして行きたいと思  
っております。

16番～前に消防手帳にもあつたと思うんですが、みなしほ定第11条と第12  
条との関連は、どう云うふうにお考えでございますか。第11条の國  
員外と云うことがございますですね、國員外がやつた場合と第12  
条の公務災害補償との関連はどう云うふうになつておりますか。

総務課長～これは、自ずから関連すると思います。みなしほ定によつてなされ  
たものにおいてもですね、この必要があれば、当然第12条を適用す  
べきだと思っております。

9番～消防面被災地規則の第9条によつて区域が決められているが、その区域  
外の所においては、その消防規則によつて、市町村との連携協定と云  
うのがあります。それを無視にうたう必要はないか。

総務課長～消防被災法の第22条の規定でございますね。

9番～ヨリ先について、御説明願います。

総務課長～この方はですね、これは市町村においての特定期項じやなくて当然  
この条例の有無にかかわらずですね、もし他市町村の救援をしたり、  
該は他市町村から救援を求められたり、又救援を得いする場合には、  
そう云うことが必要になつて来るんじやないかと思つてあります。そ  
の關係で、コザ、との前の市町村長会議でも、コザの方から一意提案  
されまして、中部地区一円の消防援助協定ですから、これを締結しよ  
う君やないかと云うふうな今議題の提案がされておりますが、兵庫県  
じやなくてですね、これは決してそう云う根拠でありますので、一  
般条例では必要ないんじやないかと云うふうに考え方ます。参考までに  
只今軍との消防援助協定が締結されておりません。

16番～大体質疑もつきた様でありますので、質疑を打切りの動議を提出致し  
ます。

(賛成と呼ぶ)

には、事故もありますし、そう云うことも考えられますが、一応これ最もも消防の整備しておる軍などの機構を御説明申し上げますと大体一台に対して、4~5名を想定して、それをいわゆる消防の場合で通夜兼行うでございますが、交代体制でやつてその陳容がおける2倍が人員が軍消防の総人員でございます。そうしますと、こちらの場合に12名とした場合に24名が普通の機構だと、しかし民間においてはそう云うふうな2重体制の確立と云うことは、そういう不可能であるとそれでこの11名の實際に不可能でありますが、しかしそれに備えて疊かんのない様な、例えば事故が出来た場合には、その事故が出来た急手配をするなり、そう云う方法でおきないはして行きたいと思つております。

16番~前に點手納にもあつたと思うんですが、なし規定第11条と第12条との関連は、どう云うふうにお考へでござりますか。第11条の団員外でと云うことがござりますですね、団員外がやつた場合と第12条の公務災害補償との関連はどう云うふうになつておりますか。

総務課長~これは、自ずから関連すると思います。なし規定によつてなされたものにおいてもですね、この必要があれば、当然第12条を適用すべきだと思つております。

9番~消防団設置規則の第3条によつて区域が決められているが、その区域外の所においては、その施行規則によつて、市町村との応援協定と云うのがあります、それを条例にうたう必要はないか。

総務課長~消防設置法の第22条の規定でござりますね。

9番~19条について、御説明願います。

総務課長~この方はですね、これは市町村においての特定事項じやなくて当然この条例の有無にかかわらずですね、もし他市町村の応援をしたり、或は他市町村から応援を求められたり、又応援を得いする場合には、そう云うことが必要になつて来るんじやないかと思つております。その関係で、コザ、この前の市町村長会議でも、コザの方から一応提案されまして、中部地区一円の消防援助協定ですから、これを提出しよう思やないかと云うふうな今議題の提案がされておりますが、条例規程じやなくてですね、これは法でそう云う様な何でありますので、一応条例では必要ないんじやないかと云うふうに考えます。参考までに只今軍との消防援助協定な締結されておりません

16番~大体質疑もつきた様でありますので、質疑を打切りの動議を提出致します。  
(賛成と呼ぶ)

議 長～只今 1 を審議員より質疑打切りの動議が提出され所定の賛成者があり立会したので、動議は成立しております、お詫び致します、只今の動議の通り質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本題に対する質疑を打切ることに致します

議 長～では本題に対する討論を求めます。

16番～消防条例の一都改正につきましては、前年度におきまして、我々の前からの要望がありました、消防庁令も出て、機能も十二分に備なつておりますが、この条例を見た場合におきましては、未だ示す十分な体制まではもつて行けないと存ります、と申しますのは、今先から御見期にもございました通り、経費の面、或はその外にも沢山ございますが、先ずはこの条例の示す範囲内において活動して戴いて、今後の問題におきましては、市当局としても十二分に考慮される様う御異議申し上げまして、原案に賛成致します。

議 長～外に変つた御意見ございませんか。

議 長～なければ討議を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討議を打切ることに致します。

議 長～では議案第22号、宜野湾市消防条例制定についてを承認に付します。

議 長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、議案第22号宜野湾市消防条例制定についてを原案通り可決決定致します。

議 長～質体取致します。(午後2時26分)

議 長～再開致します。(午後2時59分)

議 長～本日の審議は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を終ることに致します。尚明日は午前2時より再開することに致します

議 長～散会(午後6時)

議長～只今 16 番議員より質疑打切りの動議が提出され所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。お諮り致します。只今の動議の通り質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します

議長～では本案に対する討論を求めます。

16 番～消防条例の一部改正につきましては、前年度におきまして、我々の前からの要望がありました。消防庁舎も出き、機能も十二分に備なつておると思いますが、この条例を見た場合におきましては、未だ示だ十分な体制まではもつて行けないと思います。と申しますのは、今先から御説明にもございました通り、経費の面、或はその外にも沢山ございますが、先ずはこの条例の示す範囲内において活動して戴いて、今後の問題におきましては、市当局としても十二分に考慮される様う御要望申し上げまして、原案に賛成致します。

議長～外に変つた御意見ございませんか。

議長～なければ討論を打切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議長～では議案第 22 号、宜野湾市消防団条例設定についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第 22 号宜野湾市消防団条例設定についてを原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後 5 時 56 分)

議長～再開致します。(午後 5 時 59 分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を終ることに致します。尚明日は午前 10 時より再開することに致します

議長～散会(午後 6 時)